

第 12 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成21年6月24日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 12 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成21年6月24日（水曜日）

午前10時 3分開議
午後 0時26分休憩
午後 0時32分開議
午後 0時49分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 平野みどり
副委員長 守田憲史
委員 西岡勝成
委員 鬼海洋一
委員 堤泰宏
委員 藤川隆夫
委員 城下広作
委員 吉永和世
委員 池田和貴
委員 森浩二
委員 田代国広
委員 船田公子
委員 淵上陽一
委員 早田順一
委員 山口ゆたか
委員 浦田祐三子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 駒崎照雄
次長 横田堅
次長 益田和弘

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 園田素士

環境政策監兼環境政策課

環境立県推進室長 森永政英

環境保全課長 宮下勇一

水環境課長 小嶋一誠

自然保護課長 岡部清志

廃棄物対策課長 山本理

廃棄物公共関与政策監兼

廃棄物対策課

公共関与推進室長 中島克彦

地域振興部

交通対策総室副総室長 田代裕信

商工観光労働部

次長 竹上嗣郎

政策調整審議員兼

商工政策課課長補佐 渡辺克淑

産業支援課長 高口義幸

農林水産部

次長 藤井正範

次長 堤泰博

政策調整審議員兼

農林水産政策課課長補佐 福島誠治

農業技術課長 渡辺弘道

園芸生産・流通課長 城啓人

畜産課長 高野敏則

農村整備課長 大薄孝一

首席農林水産審議員兼

森林整備課長 織田央

林業振興課長 藤崎岩男

森林保全課長 久保尋歳

水産振興課長 神戸和生

漁港漁場整備課長 尾山佳人

水産研究センター所長 岩 下 徹
土木部
次 長 天 野 雄 介
土木技術管理室長 戸 塚 誠 司
土木審議員兼
道路整備課課長補佐 手 島 健 司
河川課長 野 田 善 治
港湾課長 潟 山 修 市
土木審議員兼
都市計画課課長補佐 宮 部 静 夫
土木審議員兼
都市計画課景観公園室長 亀 田 俊 二
下水環境課長 西 田 浩
建築課長 生 田 博 隆
建築審議員兼
建築課建築物安全推進室長 坂 口 秀 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

義務教育課長 木 村 勝 美

企業局

次 長 梅 本 茂

企業審議員兼

荒瀬ダム対策室長 下 村 弘 之

工務課長 福 原 俊 明

警察本部

交通部参事官 緒 方 博 文

事務局職員出席者

政務調査課長 船 越 宏 樹

政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

議事課課長補佐 中 村 時 英

午前10時3分開議

○平野みどり委員長 皆さんおはようございます。これより環境対策特別委員会を開きたいと思っております。

今年度委員長を仰せつかりました平野でございます。一言ごあいさつをさせていただきます。その前に、今回欠席はゼロということ、

それから本委員会に傍聴の申し込みが2名あっておりますので、これを認めることといたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平野みどり委員長 それでは、ごあいさつさせていただきます。

本日は、執行部を交えました本年度最初の委員会でありますので、ごあいさつ申し上げますが、皆様には御存じのとおり、本委員会に託されました産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する問題、さらには有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、さらに、地球温暖化対策に関する件の3件が調査事件として付託されております。どの件も重要な課題であり、いろいろと御苦労もあるかと存じますが、引き続き取り組んでいかなければならない重要な課題でございますので、よろしくお願い申し上げます。

いずれにしましても、今年度1年間、委員の先生方を初め、執行部の皆さんの御協力をいただき、守田副委員長とともに本委員会の円滑な運営に努め、付託調査事件に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、副委員長からも一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○守田憲史副委員長 副委員長の守田でございます。今後1年間、平野みどり委員長を補佐し、円滑な委員会運営が行われますよう精いっぱい努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○平野みどり委員長 それでは、早速ですが、執行部関係部課職員の自己紹介を受けたいと思います。自席からの自己紹介をお願いいたします。

(駒崎環境生活部長、横田環境生活部次

長～中島公共関与推進室長の順に自己紹介)

(田代交通対策総室副総室長の自己紹介)

(竹上商工観光労働部次長～高口産業支援課長の順に自己紹介)

(藤井農林水産部次長～岩下水産研究センター所長の順に自己紹介)

(天野土木部次長～坂口建築物安全推進室長の順に自己紹介)

(木村教育庁義務教育課長の自己紹介)

(梅本企業局次長～福原工務課長の自己紹介)

(緒方警察本部交通部参事官の自己紹介)

○平野みどり委員長 ありがとうございます。なお、自己紹介以外の職員の方々については、お手元に配付しております委員会資料の関係部課幹部職員名簿のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

次に、執行部を代表して、駒崎環境生活部長からごあいさつをお願いいたします。

○駒崎環境生活部長 それでは、委員会の開会に当たりまして、執行部を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

委員会の皆様方におかれましては、かねてから、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進及び有明海、八代海の再生、さらには、昨年度から付託調査事件となりました地球温暖化対策につきまして格別の御配慮をいただき深く感謝申し上げます。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与の推進につきましては、昨年度、施設の基本設計を策定するとともに、環境アセスメントの方法書手続を実施しております。今年度は、住民の御不安にきちんとお答えするために、こうした手続に基づき現地調査に着手する考えであります。

施設整備に当たっては、地元の御理解が第一であり、引き続き住民の皆様方などに対し説明を重ね、地元を初め関係者の理解と協力を得ながら、最終処分場の整備に向けてしつ

かりと取り組んでまいります。

また、有明海、八代海の再生につきましては、再生に関する県計画及び平成16年に行われました県議会からの提言に沿って、生活排水対策、漁場環境の改善や種苗放流等による水産資源の回復などに着実に取り組み、汚水処理人口普及率の上昇やアサリ資源の回復傾向などの一定の成果は得られております。

しかしながら、その一方で、干潟の泥質化や漁獲量の低迷など、中長期的な課題も残っておりまして、引き続き計画的に取り組んでまいります。

さらに、地球温暖化対策につきましては、待ったなしの対応が求められております緊急かつ重要な課題であります。本県の平成18年度のデータでは、基準年である平成2年と比べまして10.2%増加している厳しい状況にあります。

県としては、温室効果ガスの排出削減に向けまして、昨年8月から、県民の方々がそれぞれの立場で取り組む運動、県民総ぐるみによる運動の立ち上げを初め、普及啓発に取り組んでおりますが、排出削減の実効性をより一層上げるため、現在、地球温暖化対策の推進に係る条例の制定について検討を進めているところです。

今後とも、本年3月に出されました県議会からの提言に沿って、経済危機対策の予算などを含め、各種対策に総合的に取り組んでまいります。

本日は、当委員会における今年度初めての実質的な審議ということで、これまでの経過や主な事業の概要とあわせまして、本年度における取り組み及び今後の予定などにつきまして関係課長から御説明いたします。たくさん内容ではありますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上でごあいさつとさせていただきます。

○平野みどり委員長 ありがとうございます。

では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしく願いいたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては簡潔にお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、公共関与による管理型最終処分場の整備について説明をお願いいたします。

山本廃棄物対策課長、お願いいたします。

○山本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。よろしくお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備について御説明を申し上げます。

資料の8ページをお願いいたします。

まず、1の目的でございますが、本県では、平成15年3月策定の公共関与基本計画に基づき、県民の生活環境の保全や経済活動の維持、促進を図るためのインフラとして、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備に向けて取り組んでおります。

2のこれまでの取り組み状況でございますが、年表に記載しておりますとおりでございますが、特に、平成17年度に南関町の候補地を第1番目に建設に取り組む箇所として決定した以降、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

昨年度、平成20年度でございますが、処分場建設に係る基本設計を策定いたしますとともに、環境影響評価の一連の手続の第1段と

なる方法書の手続まで終了しております。

下段には、計画概要を記載しております。基本設計では、現地の測量結果や最近の廃棄物処理動向などを踏まえ、埋立容量は約45万立米としておるところでございます。

9ページをお願いいたします。

3の候補地選定の経緯でございます。

県民や専門家の幅広い意見を得て、客観的に建設候補地の選定を行うため、学識経験者、産業界の代表など15名で構成いたします熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会を設置いたしまして、県内全域から134カ所の候補地を抽出した上、最終的にそこに記載しておりますとおり8カ所の建設候補地を選定していただきました。

この検討会の御意見を踏まえまして、平成16年3月に、県といたしましても、この8カ所を建設候補地として決定をいたしました。その後、さらに検討を行いました結果、平成18年3月に、南関町の候補地は総合的に適地と判断をして、第1番目の建設候補地として決定をいたしました。

10ページをお願いいたします。

上段最初のボツでございますが、環境アセスメント手続に先立ちまして、安全面で特に重要な地質・地下水の状況を調査いたしました結果、透水性、耐久性の両面で候補地に選定した安全性の根拠が裏づけられております。

次に、4の地元の動向等でございますが、(1)地元の要望等に対する県の対応に記載しておりますとおり、南関町に決定後、県に対して、南関町及び和水町の執行部、議会等から要望書等が提出されております。

県といたしましては、(2)の説明会等の開催状況等にありますように、住民説明会や先進地視察など機会をとらえて説明を行っております。

しかし、環境アセスメント方法書に対する住民等意見では、建設反対など厳しい御意見を多数ちょうだいするなど、現時点での地元

の建設合意を得るには至っていない状況でございます。

11ページをお願いいたします。

5の県内の管理型処分場の状況でございますが、公共関与に取り組んでいくに当たっては、稼働中の民間処分場の残余容量及び建設計画をしっかりと注視しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

次の6の今後の取り組みでございます。

(1)の地元の理解促進に向けた取り組みといたしまして、これまでに実施してまいりました測量や地質・地下水調査等の結果を踏まえまして、具体的な施設整備計画や安全対策について地元に対して丁寧に説明してまいりたいと考えております。

また、環境アセスメント方法書の住民等意見を通じ、多くの御不安の声をちょうだいしており、今後は、これに一つ一つ丁寧に答ええながら、地元の理解をいただき、環境アセスメントの現地調査に入る予定でございます。

さらに、調査結果を踏まえながら、万全な安全対策を検討するとともに、最新技術も視野に入れ、安全、安心な施設整備ができるよう技術検討を重ねるとともに、産業廃棄物の処理動向を見きわめながら、平成22年度に予定しております実施設計の中で、最終的な施設規模や収支計画等を策定することとしております。今後とも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

(2)地域振興策でございますが、公共関与基本計画におきまして、地域振興に努めると明記しておりますし、昨年度までの特別委員会で御審議いただきました際にも、環境対策を含めた地域振興策をしっかりと取り組むようにとの御要望もいただいております。今後、地元町や住民の御意見を踏まえまして、地域の振興など検討してまいりたいと考えておるところでございます。

12ページをお願いいたします。

(3)の計画事業工程を記載しております。

この事業工程は、最短のスケジュールで事業を行った場合に、平成25年度中には供用開始できるのではないかと見込んでいるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、次の13ページには建設予定地周辺の空中写真、その次の14ページには、事業主体として設立いたしました財団法人の概要を記載しているところでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御願いたします。

○平野みどり委員長 それでは、2番目の有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について説明をお願いいたします

では、園田環境政策課長。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。座ったまま説明させていただきます。

それでは、16ページをお願いいたします。

まず、有明海、八代海の再生につきましての総論ということで、これまでの経緯、国等の取り組み、有明海及び八代海の現状等につきまして御説明申し上げます。

まず、1のこれまでの経緯等の(1)背景でございますが、有明海、八代海は、閉鎖性が高い海域で、陸域からの影響を受けやすく、漁場環境の悪化が強く懸念をされております。

有明海におきましては、平成12年冬のノリ養殖が、赤潮の異常発生による色落ち被害によりまして、かつてない不作となりました。また、近年も漁業生産の低迷が続いているという状況でございます。

また、八代海におきましても、平成12年7月に発生しました赤潮によりまして魚類養殖に甚大な被害が生じるなど、依然として海域環境の悪化が危惧されているところでございます。

このような状況を踏まえ(2)の再生への取り組みでございますが、まず①として、平成13年にノリ被害等に対する緊急対策を実施しております。

また、②の全庁的な取り組みとしまして、関係課から成る政策調整会議を設置し、平成13年12月に両海域の再生に向けた総合計画を策定したところでございます。

また、③でございますが、県議会の御支援をいただきながら、関係5県と連携して、国に対し要望を行い、平成14年11月に議員立法により特別措置法が成立したところでございます。

特別措置法につきましては、24ページの別紙1に概要をまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、17ページをお願いいたします。

④でございますが、県では、特別措置法の成立を受けまして、平成15年3月に、有明海、八代海再生に向けました熊本県計画を策定し、以降毎年一部変更を加えながら改定しております。

なお、本年5月に一部改正しました平成21年度の県計画の青色の冊子をお手元にお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、⑤でございますが、県議会におかれましては、平成15年6月定例県議会におきまして、有明海・八代海再生特別委員会を設置され、平成16年2月の定例県議会におきまして、生活排水対策の推進など6つの重点項目、さらに、短中長期の時間軸を入れて取り組むべき施策につきまして県に対する提言がなされたところでございます。

次の⑥でございますが、この提言で示された方向性に沿って、生活排水処理施設の整備や作濡、覆砂等による漁場整備、資源管理の強化など短期的な施策を中心に取り組み、一定の成果があらわれてきております。

しかしながら、泥質化した干潟の再生策の

検討、実施など中長期的な施策を中心に、より一層推進していく必要があります、また、赤潮の発生、漁獲量の低迷など根本的な課題も残っており、両海域の再生に向け、引き続き総合的かつ計画的に取り組む必要があります。

続きまして、18ページをお願いいたします。

2の国等の取り組みでございますが、①につきましては、国では、平成15年3月に、法に基づき促進協議会が組織され、毎年、関係6省庁と関係6県において、計画の調和、促進のための協議が行われているところでございます。

また、②でございますが、特別措置法の施行から5年以内の見直しに関して、国や関係県が行う総合的な調査の評価を行うための有明海・八代海総合調査評価委員会が設置され、平成18年12月に、再生方で解明すべき課題等を取りまとめた委員会報告が作成、提出されております。

③は、その特別措置法の見直しについてでございますが、先ほど触れました有明海・八代海総合調査評価委員会が附則第3項に定める5年の見直し期限後も、引き続き、有明海、八代海再生に係る評価をできるようにするための法改正でございます。現在会期中の第171回国会に議員提案されておりますが、まだ成立しておりません。

なお、特別措置法の見直しにつきましては、これまで関係6県が連名で国に働きかけを行っており、7月予定の政府提案活動も含めて、引き続き早急な法改正の実現を求めていますと考えております。

最後に(2)の関係6県連携の取り組みでございますが、関係6県では、連絡協議会を平成16年8月に設置しておきまして、普及啓発活動や漁場環境調査など、両海域の再生に向けて連携して取り組んでいるところでございます。

これまでの経緯等につきましてはの説明は以上でございます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。
着座のまま御説明させていただきます。

3の有明海及び八代海の現状について御説明申し上げます。

公共用水域にかかります水質監視につきましては、水質汚濁防止法第16条の規定に基づきまして、常時監視を行う仕組みとなっております。有明海、八代海につきましても、水域に設定されました環境基準点におきまして、年間を通じて水質汚濁の状況を把握するための測定を行っているところでございます。測定結果につきましては、翌年度前半までに解析をしまして、環境基準の適合状況等につきまして公表しております。

(1)以下で御説明を申し上げますのは、19年度結果でございまして、昨年9月の厚生常任委員会で報告をしたものでございます。20年度の結果につきましては、9月議会で報告をする予定としております。

(1)有明海・八代海の水質状況、①19年度の調査結果等でございますが、有明海、八代海には、水域——有機物質による汚濁指標でございますCODなどにつきましては、有明海に7、八代海に11水域設けてございます。また、富栄養化の指標でございます全窒素、全磷につきましては、有明海に3水域、八代海に3水域が設けられておりまして、それぞれの水域に環境基準点が合計で53地点設けてございます。年間4回から12回測定を実施しているところでございます。

水質測定につきましては、人の健康の保護に関する項目、生活環境の保全に関する項目、その他の項目ということで、34項目につきまして調査をしております、人の健康の保護に関する項目に係る基準超過地点はございません。COD並びに全窒素、全磷につきましては、②以下でございます。

②の測定結果のⅠ、COD値でございます。
有明海につきましては、7水域11地点にお

きますCODの年間平均値で見ますと、次のページの表1というのがあるかと思いますが、2.4ミリグラム・パー・リットルとなっております、平成14年度以降2.1ミリグラム・パー・リットルから2.4ミリグラム・パー・リットルの間でございます。そういった意味では、水質はおおむね横ばいで推移しているところでございます。

COD値に係る環境基準の適合状況につきましては、前のページでございますが、7水域ごとに利用目的に応じて設定されました類型というのがございます。CODであります、例えばAからCまでという形になっております。

それぞれごとに設定されました環境基準値の達成率ということになりますが、次のページの表2に記載しておりますように、3水域で基準を超過してございますので、57.1%となっているところでございます。

八代海につきましては、平成19年度の調査では、11水域22地点における年間平均値は、先ほどの表1のとおり2ミリグラム・パー・リットルとなっております、平成14年度以降1.5から2.2ミリグラム・パー・リットルの間でございます、こちらも水質的にはおおむね横ばいで推移しているところでございます。

COD値に係る環境基準の適合状況につきましては、これも表2に記載してございますけれども、2水域で基準を超過してございますので、81.8%となっているところでございます。

次に、20ページをお願いします。

Ⅱの全窒素・全磷値でございます。

富栄養化の状況を示すこの指標につきましては、有明海及び八代海ともに環境基準が設定されてございます3水域のうちの1水域で基準を超過してございますので、3分の1ということで、パーセントは66.7%という形になってございます。

次に、21ページの③をお願い申し上げます。
有明海・八代海への汚濁物質の流入削減対策についてでございます。

県としては、環境基準を達成していない水域もありますことから、引き続き、庁内関係各部局、国や関係各県及び市町村等と連携して、環境基準を達成できるよう海域環境への負荷軽減に努めていくこととしているところでございます。

特に、平成17年3月には、有明海、八代海への汚濁物質の流入削減を目的に、水質汚濁防止法第3条第3項に基づきます、これは上乗せ条例と申し上げますが、上乗せ条例及び同法の適用のない事業場等に対する熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正、こちらは横出しという形になりますけれども、それぞれ所要の改正を実施いたしまして、平成20年、昨年4月1日から施行してございまして、事業場等からの汚濁物質の流入削減対策を強化しているところでございます。

平成19年度の水質調査結果につきましては、以上でございます。

○神戸水産振興課長 座ったまま説明させていただきます。

有明海・八代海の漁業生産の状況について御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

まず、漁業の状況についてですが、魚類の漁獲量について御説明いたします。

左下の図をごらんください。黒丸が有明海、白丸が八代海をあらわしております。両海域とも長期的に見れば減少傾向を示しており、平成19年の漁獲量は、有明海では1,295トン、八代海では8,440トンで、それぞれ平成元年の31%まで減って64%に減少しております。

次に、右下のアサリの漁獲量でございますけれども、有明海では平成8年以降回復傾向が見られておりますが、図には示しておりませんが、平成20年の漁連共販量では3,

673トンと、前年と比べて1,300トン程度の減少が見られております。八代海につきましては、平成15年以降若干増加傾向にございまして、平成20年の漁連共販量は1,440トンと、前年と比べて増加いたしております。

次に、23ページをお願いいたします。

養殖漁業の状況についてでございますが、まず、左下図の有明海のノリ養殖生産枚数は、近年10億枚前後で推移しておりますが、平成20年度は、漁期前半の高水温傾向、病害の発生により、生産枚数が9億7,800万枚、平年比94%と、やや不作でございました。

次に、八代海では、平成15年以降、病害や栄養塩不足による色落ちで低調な生産が続いております。

次に、右下図の魚類養殖でございますけれども、ブリ、マダイとも平成17年以降は8,000トン前後で比較的安定した生産が続いております。

以上でございます。

○平野みどり委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について、各課の御説明をお願いします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。座ったまま説明させていただきます。

それでは、27ページをお願いしたいと思います。

27ページからが各論となります有明海・八代海再生に係る提言への対応についてでございます。

先ほど触れました県議会の提言を受けまして、これまで、関係各課におきまして、それぞれの施策に取り組んできたところでございますが、本日は、平成21年度に新たな取り組みが予定される施策や水質の状況、漁業の振興など、これまで、当委員会におきまして議論があり、継続的な報告が必要と考えられる施策などを中心に御説明いたしたいと思いま

す。

それでは、主な施策の取り組みにつきまして資料に沿って各担当課から順次説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

施策、生活排水処理施設の整備促進についてでございます。

1、施策の概要等の①提言の実現に向けた取り組み概要欄をごらんください。

平成15年に、生活排水処理施設整備のマスタープランとなります熊本県生活排水処理施設整備構想を取りまとめ、平成22年度末の汚水処理人口普及率の目標値を82%とし、公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの連携を図りながら整備を進めてきております。

③の平成20年度の取り組み実績をごらんください。

この目標値に対しまして、平成19年度末の実績は74.7%となっております。全国平均に比べ9%下回っておりますが、前年から2.3ポイント上昇し、近年は、毎年大体同程度、2%前後の上昇を見ているところでございます。

具体的な事業としては、県が管理しております3カ所の流域下水道の整備を進めるとともに、30市町村で公共下水道の整備が行われました。農業集落排水施設は、計9カ所で整備が行われまして、うち4カ所の事業が完了しております。漁業集落排水施設は、3地区で整備を進めまして、うち宇土市の網田地区及び天草市の佐伊津地区で、ことし4月に供用開始の運びとなっております。浄化槽につきましては、市町村設置型11市町村、個人設置型39市町村で整備が行われ、計約2,700基の浄化槽が整備されることになっております。

下段の平成21年度の取り組み予定欄をごらんください。

市町村の財政悪化に伴いまして、新規事業への着手が減少する厳しい状況にありますけれども、汚水処理人口普及率の向上を目指し、特に普及率が低位の市町村に対しまして、粘り強く事業の促進を要請してまいりたいというふうを考えております。

次に、1ページ飛びまして29ページをお願いいたします。

市町村に対する浄化槽市町村整備推進事業への取り組みの働きかけについてでございます。

1、施策の概要等の①提言の実現に向けた取り組み概要欄をごらんください。

浄化槽の設置には、大別しまして、個人が設置するものと、浄化槽市町村整備推進事業と呼んでおります市町村が設置するものの2通りがございます。浄化槽が期待したとおりの機能を発揮し、きれいな放流水とするためには、浄化槽の保守、点検や清掃などの維持管理を適切に行うことが重要となっておりますが、市町村設置型の場合は、設置のみならず、維持管理も市町村が行うこととなりまして、確実な維持管理が担保されることから、市町村に対し、その導入について要請してきているところでございます。

③の平成20年度の取り組み実績をごらんください。

前年度に引き続きまして、11市町村が市町村設置型を推進しております。最近の厳しい財政状況もございまして、新たに取り組む市町村はございませんでした。

下段の平成21年度の取り組み予定をごらんください。

県の支援策といたしまして、市町村設置型の事業を取り組んだ市町村に対し、翌年度に事業費の6.5%を補助する制度を今年度も継続してまいります。また、市町村設置型は、個人設置型に比べまして市町村の負担が大き

いことがその導入を阻む要因になっておりますので、国に対し、補助率を現行の3分の1から他事業並みの2分の1へ引き上げるよう要望してまいりたいというふうに考えております。

下水環境課の説明は以上でございます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

資料の31ページをお願いします。

提言に掲げられました有明海、八代海の水質保全対策につきましては、先ほど御説明申し上げました公共用水域の水質監視を実施するということと、海域への汚濁負荷軽減対策という形に分かれてございます。

負荷軽減対策に係る主な対策としまして、この31ページに書いてございます1点目、普及啓発活動の展開ということでございます。

②のところは課題のところがございますが、県民の水環境意識の高揚を図り、自主的取り組みを促進する観点から、①に書いていただきますが、①の取り組み概要に記載のとおり、平成14年度から、くまもと・みんなの川と海づくり県民運動を推進しているところでございます。

③の実績でございますが、昨年度は、8月24日の宇城市若宮海水浴場を主会場に県下全域で一斉清掃活動等を展開いたしました。また、県民運動全体のメイン行事となります県民大会につきましては、11月に阿蘇市で開催し、子供たちも参加していただく中で意識高揚を図りました。

このほかにも、川の環境調査や水環境アドバイザーの派遣事業等につきましても、年間を通じて実施しているところでございます。

2の来年度の取り組みでございますが、年間を通じて8万人前後が参加しますこの県民運動でございますので、市町村や環境保全団体とも連携し、県民、事業者の自主的参加の中で、より効果的な事業となるよう普及啓発活動を推進していくこととしてございます。

次に、32ページをお願いします。

海域環境への負荷軽減対策の2点目でございます。

工場、事業場からの汚濁負荷削減対策として、排水規制の見直しでございます。32ページには、上乘せ規制適用区域の設定としてございます。

①の取り組み概要に記載しております条例改正、これは先ほども少し触れましたが、水質汚濁防止法の第3条に基づきます県の上乗せ排水基準を定める条例と、国が規制していない施設や業種に対する熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正によります横出しの規制でございますが、平成17年3月にそれぞれ実施しているところでございます。

②に記載してございますように、事業者への周知、改正内容の説明会、基準遵守のための研修会の開催、排水基準超過のおそれのある事業場への立入指導など事前の周知を経まして、昨年4月1日から、改正条例や規則によりますところの新基準が施行しているところでございます。

③の実績の2つ目のポツに記載してございますが、条例施行後の平成20年度におきましては、延べ378事業場の排水監視を行いまして、18件の改善指導を実施しているところでございます。

2の本年度の取り組みでございますが、引き続き、対象事業場への立入指導、排出水の確認等、水質基準の遵守状況の把握に努め、基準超過事業場等へは適切な改善指導を実施していくこととしております。

次に、33ページをお願いします。

条例による規制対象項目の追加でございます。

①の取り組み概要にも記載しておりますが、熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則を改正いたしまして、米粉でございますが、米粉製造業など7業種の事業場につきましては、富栄養化の原因となります窒素、磷を規

制対象としまして、②に記載しておりますように、改正基準の事業者への周知、立入検査指導等に努めてきたところでございます。

③の実績、それから2の21年度の取り組みにつきましては、先ほどと重なりますので、割愛させていただきます。

次に、34ページをお願いいたします。

窒素、磷の上乗せ規制の検討でございますが、①の取り組み概要に記載しておりますけれども、富栄養化の状況が続いておりますことを踏まえまして、引き続き、海域の窒素、磷の環境基準の達成状況を注視しながら、さらなる規制強化の必要性及び関係県と連携した取り組みなどにつきまして検討することとしております。

②の課題にあります、有明海、八代海の一部水域で磷の環境基準が未達成の状況にあることは、平成19年度の公共用水域の水質調査結果を先ほど御報告いたしましたところでございます。

③の実績にも記載しておりますが、こうした状況を踏まえながら、有明海、八代海は、いずれも各県境間、6県境間の閉鎖性水域になりますので、本県で開催いたしました有明海・八代海再生推進連絡協議会及び環境部会等の中で、環境基準未達成水域の解消に向けまして、今後の効果的な対策に関しての検討を行うなど、原因究明等につきまして関係県と情報を共有し、連携した対策の強化に努めているところでございます。

2に記載しております21年度につきましても、継続した取り組みを行ってまいることとしております。

水環境課からは以上でございます。

○渡辺農業技術課長 農業技術課の渡辺でございます。

資料の36ページをお願いいたします。

提言の環境負荷削減に係ります農薬、化学肥料の使用総量の削減についてでございます

が、①のとおり、本県では、環境と安全に配慮した農業への取り組みを、くまもとグリーン農業と総称しまして、農薬、化学肥料の使用量の削減に取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、国の法律でございますけれども、持続性の高い農業生産方式の導入促進法というのがございますが、これに基づきますエコファーマーや熊本型の特別栽培農産物であります「有作くん」、さらには、19年度からスタートしております農地・水・環境保全向上対策事業に係ります営農支援部分につきまして推進を図っているところでございます。

この結果、③の実績といたしまして、エコファーマー数としまして9,921軒となり、22年度の目標は1万軒とおいておりますものですから、これに近づいているところでございます。

それから、4つ目のポツに「ちなみに」と書いてございますが、平成19年度における農薬と化学肥料の総使用量は、基準年を平成12年としまして、農薬で73%、化学肥料で88%となっております。引き続き、これらの施策を実施していくこととしております。

農業技術課は以上でございます。

○神戸水産振興課長 漁場改善計画の策定推進及び着実な実施についてでございます。

取り組みの概要は、魚類養殖におきましては、負荷が少ないえさへの転換や収容密度の削減等を促進いたします。ノリ養殖におきましては、酸処理剤の適正使用、漁場行使方法の改善を促進するため、それぞれ漁場改善計画を策定しており、その管理を行います。

平成20年度の取り組み実績でございますが、関係漁協により、魚類養殖、ノリ養殖合わせて全184漁場で改善計画が策定されました。また、指導講習会等を、魚類では21回、ノリでは32回実施いたしました。

21年度の予定でございますが、環境負荷を軽減する漁場改善計画の目的を達成するため、実態把握に努め、指導を継続してまいります。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

42ページをお願いいたします。

提言項目が森林の整備、施策がボランティア活動への支援でございます。

①の提言の実現に向けた取り組み概要でございますけれども、県民の森林ボランティア活動への参加を推進することとしております。

②の課題でございますけれども、1つ目のポツにありますように、県民参加の森づくりを推進するためには、まずは県民の皆さんに森林への理解を深めていただくことが不可欠でございます。

それから、2つ目のポツにありますように、森林ボランティア活動を気軽に体験できるような場が必要でございます。

3つ目のポツでございますけれども、森林ボランティア活動を行っている団体には、現在さまざまなものがございますので、その団体の特徴に応じて、団体が必要としているような支援を行うことが重要となっております。

それから、4つ目のポツでございますけれども、ボランティア活動の内容も大分多様化してきておりまして、それらを広く支援する必要が出てきているということでございます。

それから、最後のポツにありますように、近年、企業が社会貢献活動の一環として森林の整備に取り組む事例がふえてきておりまして、その対応も重要となってきております。

③の20年度の取り組み実績でございますけれども、今ほど御説明いたしました課題を踏まえた取り組みを行っているところでございまして、具体的には、1つ目のポツにありますように、県民の皆さんが森林への理解を深

めるために、森林自然観察・体験教室というものを県内各地で12回開催いたしましたし、また、2つ目のポツにありますように、県民の皆さんが気軽に森づくりを体験できる場といたしまして、県内3カ所に設置しておりますみどり世紀の森におきまして森林整備活動を行ったところでございます。

次に、3つ目のポツにありますように、社団法人熊本県緑化推進委員会に設置しております森づくりボランティアネットというものにおきまして、ボランティア団体の特徴に応じた総合的な支援を行いますとともに、4つ目のポツでございますけれども、活動内容の多様化に対応いたしまして、団体のアイデアによる活動を支援するための制度、これを新設いたしまして支援を行ったところでございます。

さらに、最後のポツでございますけれども、企業の森づくりを促進するために、新たに企業・法人等との協働の森づくり指針というものを策定いたしまして、企業の森づくりの支援を行ったところでございます。

21年度におきましても、20年度と同様の取り組みを継続して行うこととしてございます。森林整備課は以上でございます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

45ページをお願いします。

干潟等の漁場環境改善のための耕うん、作濡、覆砂、藻場造成の実施についてでございます。

平成20年度の覆砂につきましては、八代地区で荒瀬ダムの堆積土砂を活用した覆砂を、また、市町村営により、岱明、長洲、熊本地区で覆砂を実施しております。増殖場、藻場につきましては、天草の4地区で74ヘクタールの造成を行いました。

平成21年度の取り組みですが、宇土市網田地区におきまして碎石を用いた覆砂を、八代

におきまして荒瀬ダム堆積土砂を活用した覆砂を、また、市町村営により、玉名、熊本地区で覆砂を予定しておりますが、さらに、6月補正では、八代海において作濤、覆砂を、玉名地区において覆砂を、それぞれ実施する予定です。増殖場、藻場につきましては、天草の3地区で44ヘクタールの造成を行います。

次に、海底耕うんとしまして、有明海の水深20メートル程度の海底を耕うんし、クルマエビ等の生息環境の改善状況について調査を行うこととしております。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

48ページをお願いいたします。

海砂利採取の縮小についてでございます。

海砂利採取への対応につきましては、採取縮小への対応を早急に実施するようことの提言に基づきまして、昨年1月に、平成20年度から5カ年かけまして段階的に採取量を縮小する熊本県海砂利採取削減計画を策定し、本計画に沿って海砂利採取の縮小に努めております。

計画の初年度に当たります昨年度は、計画で定める採取限度量の20万5,000立米の範囲内でございます20万1,950立米の認可を行いました。

本年度は、計画2年目として、昨年度の約2.4%減となる20万立米を採取限度量として認可を行いますとともに、採取を行う業界に対しまして、法令順守などの指導を行ってまいります。

続きまして、50ページをお願いいたします。

干潟等の実態の把握についてでございます。

海域環境が悪化しております干潟等沿岸海域の調査結果等をもとに、有明海・八代海干潟等沿岸海域再生検討委員会で取りまとめられました再生方策を踏まえた取り組みを推進しております。

昨年度は、国、県、大学等が実施する海域環境に関する各種調査結果について情報収集把握を行うとともに、干潟の実態やその重要性などについての普及啓発を行うため、小中学校の教師を対象とする干潟漁業体験実習セミナーや玉名と八代の2地域で環境活動団体や漁業者等を対象としたワークショップ等を開催しました。

本年度も、干潟等の再生に向けて、各種調査研究結果を踏まえながら、引き続き干潟等の実態の把握に努めるとともに、普及啓発の取り組みを行ってまいります。

なお、協働体制づくりのうち八代地域につきましては、去る5月16日に、環境活動団体や漁業者などから成るやつしろ里海ネットが発足しました。

以上でございます。

○神戸水産振興課長 55ページをお願いいたします。

栽培漁業の推進体制の見直しでございますが、栽培漁業を効果的に推進するため、国の基本方針に基づき、必要な放流魚種、数量等について、平成22年から26年度までの県の基本計画を策定いたします。

平成20年度の実績でございますが、マダイ、ヒラメ、クルマエビについては、5市4町23漁協による地域展開協議会が共同放流事業を実施いたしました。また、新たな魚種として、カサゴの放流効果調査を水俣市と共同で実施いたしました。

取り組み予定でございますが、次期の基本計画策定に向け、市、町、漁業関係者等の意見の調整、取りまとめを行い、次期計画の策定を行います。

続きまして、57ページをお願いいたします。

栽培漁業の広域連携の推進につきましては、マダイ、ヒラメについては鹿児島県と、クルマエビは有明沿岸4県で共同放流事業に取り組んでおります。

20年度の実績でございますが、3魚種については、共同で放流及び追跡調査を実施いたしました。

取り組み予定でございますが、新たに有明海漁業振興技術開発事業により、有明海でクルマエビに加えてガザミ、ヒラメの共同放流に取り組みます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

資源回復計画策定などの検討でございますが、資源が減少している魚種について、各種委員会等の協議を経て、資源回復計画を策定いたします。

実績でございますが、アサリ以下2魚種については既に計画を策定し、ガザミについては、抱卵ガザミの保護、小型ガザミの再放流を盛り込んだ計画を平成20年3月に策定いたしました。

予定でございますが、4魚種の資源回復計画に基づく資源管理型漁業の推進に取り組んでいきます。

続きまして、59ページにつきましては、再掲でございますので、省略させていただきます。

続いて、62ページをお願いいたします。

海域特性に対応した適切なノリ養殖管理の推進についてですが、生産者に対して、漁場環境等の情報の提供、近年の高水温傾向等の変化に対応する養殖管理の指導を行っております。

実績でございますが、高水温環境下における養殖スケジュールの見直しについて検討を行うとともに、情報提供では、特に水温情報について、自動観測ブイのデータをリアルタイムで携帯電話やパソコンで見ることができるシステムを構築いたしております。

予定でございますが、平成20年度の取り組みを継続していくほか、価格の低下傾向が見られることから、利益の向上につながる養殖手法の改善に取り組んでいきます。

以上でございます。

○岩下水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

67ページをお願いいたします。

国等との共同研究等の推進でございますが、これは、大学あるいは国の研究機関、あるいは関係県との共同研究等を実施いたしまして、効果的あるいは効率的な調査研究体制の充実を図ってまいるのでございます。

20年度の取り組み実績といたしまして、藻場の回復、拡大技術の高度化、あるいは栽培漁業関連でトラフグ資源への添加技術の高度化、マダイ、ヒラメ、クルマエビの標識放流調査、あるいは赤潮の発生機構の解明等と、13の事業について共同研究等を実施いたしております。

下にご書いてございますように、5つの事業を上げてございますが、相手方といたしまして、国の水産総合研究センター、あるいは有明海関係県、八代海の関係県、さらには県立大学とか東京海洋大学等々、さらに、テーマによりましては、関係県との共同研究も実施いたしたところでございます。

21年度につきましては、これらの研究テーマにつきまして、継続して共同研究をやっております。特に、新たな取り組みといたしまして、有明海再生拡充事業におきまして、クルマエビ、ガザミ等のDNAの解析手法によりまして、放流効果の把握といったものについて国と有明4県で取り組んでいく計画を上げております。

以上でございます。

○神戸水産振興課長 70ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施についてですが、昨年6月の佐賀地裁判決を受け、当時の若林農林水産大臣が、開門調査のためのアセスメントを実施すると発言されたことから、県は、国が実施する環境アセ

メントに係る方法書骨子、方法書、準備書について意見を提出することになります。

県は、有明海の環境変化と原因究明のために開門調査が必要であるとの立場でございますけれども、国に対しては、九州地方知事会を通じて、まず環境アセスメントを実施するように求めてきました。

予定でございますが、既に済んでおりますけれども、本年5月14日に、既に方法書骨子に対し庁内関係各課で取りまとめた意見を提出いたしております。意見といたしましては、開門調査の目的の明確化、開門方法の詳細の明記、熊本県海域における調査地点の追加など、記載している9項目について提出をいたしました。

今後、国が作成いたします方法書について意見を提出することになりますが、議会、県漁連等と対応して意見を述べていくことといたしております。

以上でございます。

○平野みどり委員長 次に、有明海・八代海再生に向けた県計画に関する平成21年度事業について説明をお願いします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

71ページをお願いいたします。

字が小さくて恐縮でございますが、こちらの資料は、有明海・八代海再生に向けた県計画に掲げる事業名と平成21年度6月補正後の予算額について取りまとめたものでございます。

本日は、詳細な説明は省かさせていただきたいと思っておりますけれども、71ページから73ページにかけては、イの水質等の保全に関する事項に関する事業が約50億円となっております。

次に、73ページのロ、干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項から、75ページの

へ、漁場の生産力の増進に関する事項に関する事業が約136億円、それから75ページのト、水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項から、76ページのチ、有害動植物の駆除に関する事項に関する事業で約6億5,000万円、次に、77ページの調査研究等の推進に関する事項に関する事業が約4,000万円などとなっております。

一番最後の78ページの右下をごらんいただきたいと思っております。

平成21年度に取り組みます事業といたしましては、69事業、事業費約193億円強となっております。本年度当初と比較しまして、約23億円、13.7%の増となっております。

事業費増の理由としましては、河川海岸、港湾、漁港等のハード整備に関する事業費が約16億9,000万円、覆砂に関する事業費が約2億8,000万円、水俣港港湾の土砂のしゅんせつ除去等に係る事業費が約3億4,000万円の増となっていることなどでございます。

以上が有明海、八代海の再生に関する説明でございます。

○平野みどり委員長 次に、地球温暖化対策に関する件について、地球温暖化に関する現状等についての説明をお願いいたします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

80ページをお願いしたいと思います。

地球温暖化に関する現状等についてでございます。(1)温室効果ガス総排出量から説明いたします。

まず、①国の総排出量でございますが、平成19年度確定値は、基準年の平成2年と比べて9.0%上回っており、削減目標との差は15.0%となっております。

次に、②本県の総排出量でございますが、平成18年度確定値は、基準年と比べて10.2%上回っており、削減目標との差は16.2%とな

っております。目標を達成するためには、森林吸収で8.1%のほか、8.1%の排出削減が必要な状況となっております。

また、部門別内訳を見ますと、左下の円グラフになりますが、産業部門と業務その他部門の合計で53.3%を占めております。さらに、右下の棒グラフのとおり、同年度の基準年と比較した部門別伸び率を見ますと、家庭部門が最も大きく18.1%となっております。前年度と比較した場合、全般的には若干減少しているものの、産業部門は増加傾向にあります。

81ページをお願いいたします。

(2) 温室効果ガス排出削減目標について御説明いたします。

① 国の削減目標の(ア) 当面の目標についてでございますが、平成9年12月に京都議定書が採択され、日本の削減約束は平成2年比で6%と設定されました。

次に、(イ)の2020年に向けた我が国の中期目標についてでございますが、去る6月10日、麻生首相が平成17年比で15%削減とすることを表明されました。正式には、ことし12月に決定される見通しでございます。

次に、② 本県の削減目標についてでございますが、平成18年3月に策定しました第3次熊本県環境基本計画において、平成22年度における温室効果ガス総排出量を平成2年比で6%削減することを目標としています。

次に、(3) 地球温暖化対策に関する提言についてでございますが、本年3月、環境対策特別委員会におかれまして、当面の排出削減目標の6%の達成、さらには次の中期目標の策定、実現につなげていくため、温室効果ガス排出量の部門別内訳において大きな割合を占めている産業、業務その他部門、運輸部門、家庭部門、二酸化炭素吸収源として重要な森林整備、保全につきまして、重点的に取り組みを追加し、強化することを内容とする地球温暖化対策に関する提言が取りまとめられました。重点的に取り組む事項に掲げられた施

策を枠の中に記載しております。

①の地球温暖化に関する現状等についての説明は以上でございます。

○平野みどり委員長 引き続き、地球温暖化対策に関する提言への対応について御説明をお願いいたします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

82ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する提言への対応についてでございますが、まず、産業、業務その他部門の事業活動における取り組みの推進について説明いたします。

1の提言の概要でございますが、この部門の温室効果ガス排出量を抑制するためには、昨今の厳しい社会情勢を踏まえ、経済活動の直接的な規制によるのではなく、事業者にとっての経営コストの削減や新たな省エネ設備の投資につながるよう、自主的かつ計画的な温室効果ガス排出量削減の取り組みを促進していくことが極めて重要であること、また、新たな取り組みとして、一定規模以上の事業所に対し、排出削減の計画を作成し、定期的に排出量等を報告させ、県が公表すること、さらには、県がこれらの事業所に対し適切な指導、助言を行うことなどを内容とした条例を早期に制定し、経済と環境の両立という共通認識のもと、経済界と連携した地球温暖化対策を着実に進めることとされております

次に、2の提言の実現に向けた取り組み概要等でございますが、まず、①の課題としましては、経済界を初め、県民との共通認識づくりが必要であると認識しております。

②の平成21年度の取り組み予定でございますが、排出量の多い大規模事業所の排出削減計画書等の提出制度を含む条例の制定に向け、庁外・庁内組織における検討、県政パブリックコメントの実施を経て、本年12月の制定、

来年4月施行を目指すこととしています。この条例の中で、建築物に係る省エネルギー化や省資源化等の温室効果ガス排出抑制対策も検討してまいります。

83ページをお願いいたします。

運輸部門の公共交通機関の利用促進について説明いたします。

1の提言の概要でございますが、運輸部門の排出量におきましては、その約6割を自家用自動車に占めていることから、この過度の使用を抑制することが重要であるとされております。

そのため、自家用車から公共交通機関への利用の切りかえが促進されるよう、動機づけとなる新たな仕組みの導入などノーマイカー通勤運動を強化すること、各地域と中心市街地を結ぶ循環路線や病院等の生活利便施設を経由する路線を設定するなどのバス路線の再編について、関係機関の協議を促し支援すること、さらに、パーク・アンド・ライドの普及促進に向け、関係機関との調整や支援を行うとともに、交通結節点の改善を行い、自家用乗用車と公共交通機関、または公共交通機関相互における乗り継ぎの一層の円滑化を図ることとされました。

2の提言の実現に向けた取り組み概要でございますが、ここからは、関係課の順に説明します。

まず、環境政策課の関係から、①の課題でございますが、(1)ノーマイカー通勤運動の強化等について。

この運動は、公共交通機関の利便性の低い地域では取り組みにくい場合が多いので、今まで以上に取り組みを広げるためには、企業と連携した新たな仕組みづくりが必要であると考えております。また、ノーマイカーに取組みにくい場合を考慮した環境に優しいマイカーの利用の仕方を普及啓発していくことも必要と認識しております。

84ページをお願いいたします。

②の平成21年度の取り組み予定でございますが、(1)の丸の2つ目になりますが、免許更新者を対象としたエコドライブの普及啓発に取り組むことや、県の率先行動として、公用車に低公害車を導入することを予定しております。

また、新たに制定を検討している地球温暖化対策の推進に係る条例の中で、公共交通機関等への利用転換、エコドライブの推進、低燃費車の導入促進等を検討してまいります。

環境政策課は以上でございます。

○田代交通対策総室副総室長 交通対策総室でございます。

前のページ、83ページの下段の課題の欄でございます。

(2)バス路線再編の協議の支援につきましては、利用者ニーズに即した効率的かつ利便性の高いバス交通体系を再構築するに当たりまして、バス事業者等も含めました調整が必要でございます。

21年度の取り組みでございます。次のページ(2)でございます。

熊本市におきましては、今年度、東バイパスを運行しまして、済生会、それから熊本中央病院、市民病院を経由しまして、日赤病院に至る横軸のルートの試行をすることとしております。また、バスの乗りかえ場所の整備のための調査、それからバス路線も県としても見直しの検討等に参加し、支援していくこととしております。

以上です。

○宮部都市計画課土木審議員 都市計画課でございます。

運輸部門、最後になります。申しわけございませんが、再度83ページをお願いいたします。

課題の欄の最下段でございます。(3)乗り継ぎの円滑化でございますが、課題としまし

ては、現在7カ所でパーク・アンド・ライドを実施しており、利用者数は増加傾向にありますが、今後さらなる展開を図るためには、普及啓発に向けたPRを行うとともに、関係者への理解と協力を求めていくことが必要と考えております。

続きまして、84ページをお願いいたします。

ページ下の(3)乗り継ぎの円滑化でございます。

今年度の取り組み予定としましては、質の向上と量の拡大を図るために、主に3つの点に取り組んでまいります。

1つ目ですが、昨年度から引き続き実施しております利用者と事業者双方へのアンケート調査や実施箇所ごとの利用状況等をもとに現状分析を行い、利用者の利便性がより高まるよう、改善点について関係者へ働きかけを行ってまいります。

2つ目は、県広報誌やホームページ等を利用し、県民へ幅広くPRしてまいります。

最後に3つ目としまして、パーク・アンド・ライド実施エリアのさらなる拡大を図るため、既存の交通結節点や駅前広場の整備が検討されている箇所を対象に、普及促進に向け、関係者の理解と協力を求めてまいります。

以上でございます。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

85ページをお願いいたします。

家庭部門の家庭における取り組みの強化について説明いたします。

1の提言の概要でございますが、家庭部門の排出量は、世帯数の増加や家電製品等の普及に伴って増加していると考えられ、したがって、一人一人が省エネ行動を着実に実践することが重要であること、そのためには、家庭において身近に取り組むことのできる省エネ行動の実践及び削減効果の大きい省エネ家電製品の購入の促進が効果的であり、民間活

力による新たな仕組みの構築を働きかけていくこととされました。

2の提言の実現に向けた取り組み概要等でございますが、まず、①の課題としましては、地球温暖化問題に関心のない人への動機づけ及びその周知方法の工夫が必要であること、家庭部門での取り組みが他の部門での削減につながるような連携した取り組みの推進が必要であることを上げております。

②の平成21年度の取り組み予定でございますが、県民の省エネ・省資源行動の実践を暮らしの中に定着させるため、電気等使用量の削減実績を評価し、優秀者を表彰するeチャレンジ事業を実施いたします。

また、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ推進会議におきまして、県内統一行動の一つに省エネ家電・製品の購入を掲げ、今後県民運動としての取り組みの促進を図ってまいります。

さらに、くまもとECOプロジェクト事業を立ち上げ、中小規模事業所の自主的削減努力を基礎として、県が環境活動団体に活動資金を助成し、県民総ぐるみによる省エネ行動を促進するための新たな仕組みづくりを支援してまいります。

以上でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

86ページをお願いいたします。

二酸化炭素吸収対策部門の提言項目が森林吸収源対策の推進でございます。

1の提言の概要でございますが、本県におきましては、基準年総排出量の8.1%に相当する森林吸収源対策を実現いたしますために、熊本県森林吸収量確保推進計画というものを策定いたしまして、森林の整備・保全面積の目標等を定めて、森林の整備を進めているところでございますけれども、2つ目の丸の部分にありますように、森林の整備の実施には

所有者の負担も必要なことから、この負担軽減に努めるべきであるということ、それから3つ目の丸にありますように、企業の森づくりを促進すべきであるということ、この2つを御提言いただいたところでございます。

2の提言の実現に向けた取り組み概要等の①の課題でございますけれども、(1)の森林所有者の負担軽減関係では、やはり、まずは作業路・作業道の整備等によります作業の低コスト化、こういったことを進める、それから、工夫次第では所有者の負担が軽減できるような定額方式での助成事業が、最近県等の要望を踏まえた国の対策として出されておりますので、こういったものを活用していく、さらには、どうしても所有者の管理ができないような場合には、所有者の負担なしでの整備を行っていく、こういったことを必要がございます。

それから、(2)の企業等の森づくりの促進関係では、昨年度、企業・法人等との協働の森づくり指針というものを策定したところでございますけれども、まだ十分に認知されていないということで、この指針の普及を図りながら、企業等による森づくりを積極的に支援する必要がございます。

87ページの②の21年度の取り組み予定でございますが、今ほど説明しました課題を踏まえて、所有者の負担軽減関係では、作業路・作業道の開設に対する助成を拡充いたしますとともに、効率的な列状の間伐を行う場合の定額の助成事業がございます。こういったものを拡充して行います。さらには、所有者が経営放棄した人工林を対象といたしまして、所有者負担なしで針葉樹と広葉樹のまじったような森林に誘導する事業、これも拡充して行う予定でございます。

それから、(2)の企業等の森づくりの促進関係では、昨年度策定いたしました指針のパンフレットを作成いたしますとともに、東京等で開催されます企業の森づくりフェア、こ

ういった場を活用いたしまして、指針あるいは熊本県の取り組みを紹介して、企業等の森づくりを積極的に支援したいということでございます。

森林整備課は以上でございます。

○平野みどり委員長 次に、地球温暖化対策に関する平成21年度事業について説明をお願いいたします。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

説明が長くなっておりますけれども、最後の説明になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

88ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する平成21年度事業についてでございますが、本県では、平成22年度における温室効果ガス総排出量を平成2年度比で6%削減することを目標としまして、(1)温室効果ガス排出削減対策の推進、(2)森林による二酸化炭素吸収対策の推進、(3)県の事務事業における温室効果ガス排出抑制に積極的かつ計画的に取り組んでおります。

1の施策の方向性で目標達成のための取り組みの概要を示しておりますが、それぞれの部門ごとに効果的な施策の方向性を定め、具体的な対策に取り組んでおります。

2の平成21年度に取り組む事業でございますが、今年度は、経済危機対策対応を含む34事業に取り組んでまいります。予算額は、約97億円になります。

次のページから部門ごとに事業の概要を記載しておりますが、その中から経済対策対応の事業を説明させていただきます。

90ページをお願いしたいと思います。

産業支援課のくまもとソーラーパーク推進事業は、事業所対象の――92ページでございますけれども、環境政策課のくまもとソーラー普及拡大事業は、一般住宅対象の太陽光発

電システムを設置する場合の助成制度でございます。

また、96ページをお願いしたいと思います。

上の方から、環境対応車への転換では、知事部局、警察本部を合わせ42台の公用車に低公害車、ハイブリッド車を導入いたします。

次の段の太陽光発電設備整備事業では、県庁舎敷地、環境センターなど9カ所の県有施設に太陽光発電設備を整備することとしております。

そのほかの事業につきましては、継続的に、または内容を充実して取り組んでいくこととしておりまして、本資料をもって説明にかえさせていただきますと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平野みどり委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたが、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑を始めたいと思います。質疑はございませんか——質疑がないようですね。

○田代国広委員 計画の工程表を見ますと、平成25年度に供用開始となっておりますが……（「マイクをお願いします」と呼ぶ者あり）可能性といいますか、順調にいきそうですね。

○中島公共関与推進室長 公共関与推進室でございます。

今、先生から、順調にいきそうかという御質問でございますが、現時点では最大限の努力をしております。この工程表の実現をめどにしておりますが、正直申し上げますと、少し若干おくれぎみでございます。と申しますが、今、昨年度からずっと地元説明に入っておりますが、まだまだ反対意見が圧倒的でございます。賛成の合意を得ていない状況でございます。

したがって、ずっと地元説明会を続けておりますが、また来月から地元説明会に入っておりますけれども、一つ一つ地元の御心配、不安解消にお答えをしております。そういう状況でございます。

○田代国広委員 初めてこの委員会に来まして、恐らく以前にもいろいろ議論されたと思いますので、重複すると思いますが、1～2点お尋ねしたいと思います。

実は、私大津町ですけれども、以前産業廃棄物で非常に苦い経験をした記憶があります。当時から、民間に任せた産業廃棄物業者じゃなくして、今回行政が関与するわけですけれども、行政主体でやるような廃棄物処理場が必要だということを痛感しておったものですから、今回県がこういった形で公共関与することに対しては、私は大変いいことだというふうに思っております。ただ、やっぱりこういったいわゆる迷惑施設的な施設を建設する場合には、当然地域の住民の方々の反対が予想されるわけですね。

今回、これで見ますと7カ所から9カ所候補地があったわけですが、その選定する段階において、利便性だけから来たのかどうか知りませんが、そういった地域の方々の迷惑と申しますか、意向といいたし、そういった点も十分考慮されて、この地を選んだわけですかね。あるいは、中には、誘致はしないかと思っておりますけれども、地元が誘致することはなかったんですかね。

○中島公共関与推進室長 誘致はございませんでした。候補地の選定に当たりましては、県内真っ白な状態で、いろいろな要件をクリアさせて、まず8カ所を選んだわけですが、その8カ所の中で、いろいろな立地の特性でありますとか、経済性でありますとか、いろいろ総合的に判断をいたしまして、現在の南

関町に決定をいたしております。

その後、決定をした後に地元に入って説明を続けておりますが、先ほど申し上げましたような状況で、現時点では、まだ建設合意ということには至っておりません。

○田代国広委員 以前にちょっとこの点についてお話を聞いたのですが、非常に、この地域は、飲料用の地下水を井戸を掘って利用されている地域だということで、住民の方々が不安で反対すると、そういったことを聞いたわけですが、当然やっぱり飲料水であるならば、不安が起きるのはもう間違いないわけですね。

ただ、今回は公共関与ですから、いわゆる責任を持って行政がやるというふうな観点から考えると、そういったいわゆる民間じゃなくして、安心して安全でやれるんだというふうなことをしっかりと住民の方々に御理解いただいて、できるだけ目標どおりに供用開始ができるように、御苦勞ですけれども、ひとつ努力をしていただきたいというふうにお願ひしておきます。

○中島公共関与推進室長 頑張ってます。

○田代国広委員 お願いします。

○平野みどり委員長 今の件に関しましては……。

○堤泰宏委員 私は、ここの特別委員会にもう何回も所属させてもらっておるんですけども、いつもこれが出るんですね。努力しておりますとか、説明しておりますとか。

私は、覚えとらずと思うけれども、何回か言うたですもんね、市町村に1施設をつくったが楽ですよ。何でこがん苦勞をして県がしなきゃいかぬのかと、その動機づけが私は

全くわからないんですよ。各市町村に1施設割り当ててこれをやらせれば、これはできますよね。それは何でできないのか、まずそれを聞いて、そしてちょっと質問を幾つかさせて……。

○山本廃棄物対策課長 まず、市町村ごとになぜできないのかという話でございしますが、産業廃棄物は、一般廃棄物と違ひまして——一般廃棄物は、御承知のとおり、市町村が処理計画を定めて処理をしていくという状況でございしますが、産業廃棄物の場合は、都道府県が責任を持って処理をするという、管理していくという、そういうシステムになっております。しかも、出てくるものが各種産業から出てまいりますので、多様にわたると。それぞれの技術的な要件も高い、ハードルも高いというようなことがありまして、ばらばらでするよりも集中して管理した方が社会的には合理的だというふうに思っておるところでございします。

○堤泰宏委員 都道府県が産業廃棄物に対して対応するというのは、何か法律で決まっておるわけですか。

○山本廃棄物対策課長 産業廃棄物処理法上、産業廃棄物の処理は都道府県の管轄になっておるところでございします。

○堤泰宏委員 都道府県の責任でするわけだ。管轄になつとる。管轄になつとつても、各市町村に割り当てればいいじゃないですか。

○山本廃棄物対策課長 産業廃棄物の処理は、基本的には、一番の基本は排出事業者の責任で処理をするということになっております。

○堤泰宏委員 じゃあ、もう1つ聞きますよ。大企業がありますね。大企業は、熊本県で

生産しなくて、ほかの拠点で生産しとるわけでしょう。その品物がこっちに流れていくわけ。電気製品あたりでも一緒ですよ。部品は、いろんな地域でつくるとは思いますけれども。そうしますと、今度はそれを各都道府県で処理しなさいというのは、へ理屈から言えば、各市町村で産業廃棄物に対応しないでよいと。じゃあ、全国規模で生産しとる品物については、各都道府県では対応しなくてよいと、国の一括対応。

もう少し大きいあれで言えば、外国から輸入しとる品物もあるから、地球規模で対応しなさいという理屈になるんですから、私は、もうできやすい方向でやったがええと思うんです。これは南関はできぬですよ。62億なんていう金でできるはずがないですよ。これは200億ぐらい打ち込めばできますよね。あとはお金ですよ、これは。

○山本廃棄物対策課長 先生の御意見は一つの御意見かと思いますが、基本的に産業廃棄物につきましては、先ほど申しました基本は排出事業者、つまり先ほどの話でいけば工場ですね。自動車の工場であるとか、会社であるとか、電気メーカーであれば電気メーカー、紙であれば紙のメーカーが基本的に処理をするということになっておりますが、それだけでは処理が当然——できているところもございしますが、できないところが多いものですから、処理施設を民間がつくり、さらに、それに収集運搬をして運んでいく業があると、そういう状況でございます。

そして、法律上は、明確には都道府県で発生したものを都道府県で処理しろということにはなっておりませんが、都道府県で発生するごみの産業廃棄物についてはしっかり計画を立てて我々が処理をすべきだと、適正な処理ができるように計画をして、先ほど申し上げた関係業者の方たちを指導監督していくというような、そういう制度になっております

ので、その範囲内で私どもも一生懸命やって適正に処理をしていきたいと思っております。

○堤泰宏委員 長くなって申しわけないです。一生懸命されても、一生懸命してできるものと、一生懸命してできないものがあるでもんな。努力せぬでできる場合もあるしですね。

今おっしゃったように、都道府県で責任をとらなんということになりますと、今からもうちょっと、インドとか中国あたりの外国車あたりはかなり安く入ってきますよ。100万以下で販売するというのが今インドと中国の計画ですから、インドの自動車と中国の自動車を熊本県の県費でこれは処理せなんということになると、また大変ですよ。これは飛躍した意見じゃないけれども、やっぱり市町村に任せれば、これは自分たち住民が使った車は自分たちで処理しようと、そがんふうに考えぬと、恐らく場所を選んでもなかなか難しいと思うんですね。

裏を返せば、今学校の統廃合が進んでおるですね。これは統廃合、かなり厳しかったけれども、これはできたですよ。学校はあった方がいいけれども、そういう問題施設は要らないと、そんなのがやっぱり住民の歴史的な動かない事実でもんね。だから、もう少し考えて、私は方向転換をされた方がいいと思うんですね。そして、もっとやりやすいように。

以上です。

○山本廃棄物対策課長 先生の御意見はしっかり考えさせていただきますが、廃棄物の処理は、先ほど申し上げましたように、基本的には、排出事業者が責任を持って最後まで、つまり経費も含めて最後まで処理をするということになっておりますので、基本的には、県は確かに施設をつくりますが、その経費については、そういった排出事業者からの料金

等で最終的には賄うつもりで計画を進めているところでございます。

○堤泰宏委員 最後と言いましたけれども、もう1つ、これは最後にならぬだった。

それで、中国車とかインド車が今から入ってきますよ。中国とインドから人間を呼んで、何か費用を出してせよとか、飛躍して言えば私のへ理屈かもしれぬけれども。だから、もうこれだけグローバル化したら、産業廃棄物なんていうのは、メーカーが処理するなんていうことは不可能ですよ。これは部品なんかもどこからどやん来よかわからないです。

今度は、逆に日本も、かなり水銀なんか輸出しとるでしょう。日本が世界じゅうに行つて水銀の処理をせないかぬようになるです。だから、これは世界的な規模でもういっちょ話し合わぬと、メーカーがその責任をとるというのは、もう私は難しいと思うんですね。

○鬼海洋一委員 関連。

今そういう御意見もありますけれども、この委員会では、必要——特に熊本県としても、公共関与の処分場の必要性を感じて、歴史的経過の中で、工程根拠も含めて議論をして、お互いの県議会の総意としてやってきている事業ですから、その辺を担当課長に説明をしていただいて、そしてこれまで進めてきたその事業の必要性と今後の可能性に対するチャレンジ、必ず実現するというその思いを言ってもらわないと、なかなか今の質問にお答えするというのはできないんじゃないかというふうに思いましたので、あえて発言させてもらいました。

○山本廃棄物対策課長 鬼海先生のおっしゃるとおり、この委員会でも、大変——私は、昨年ですけれども、その前から、生活環境の保全と、それから産業活動の維持のために大変必要なインフラであるので、しっかり取り

組むようにという御指導もいただきながら、精いっぱい今までやってきたところでございます。

今後とも、全力を挙げていく所存でございますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

○平野みどり委員長 よろしいでしょうか。

公共関与に関しては、今まで長い間の経緯がございますが、実施設計目前というふうになっておりまして、後で御提案いたしますが、委員会でも現地の視察をしたいなというふうに思っております。

ほかにはございませんでしょうか。廃棄物処理施設の公共関与に関しては終わらせていただきます。よろしいですか。

それでは次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

○田代国広委員 これは、皆さん完璧に議論をされてきておるわけですし、あえて質問を続けていくことはないようではございますけれども、要は、問題は、これをいかに生かすか、効果を出すかに尽きると思っております。本当にいろんな形で多岐にわたって議論をされて、このようなことがまとめられてきておるわけですから。

特に、八代海はもちろん、有明海もそうですが、昨日、実は自民党の厚生部会で、合併浄化槽協会の方々と勉強会をしました。そこで注目したのが、合併浄化槽はいいんですけれども、以前単基と申しましたですね。（発言する者あり）合併浄化槽ですね。これは、たくさん何万と使っておられるわけですし、これは御承知のように合併がないものですから、家庭雑排水はそのまま河川に流れていくと。

しかも、今河川の汚染が言われているのは、企業は、ほとんど規制が厳しいからクリアに

して流しますから、企業が河川を汚染しているのは極めて少ないと言われております。約80から90%の家庭排水が日本の河川の汚染の原因だと言われてしているわけですし、そういったことを考えると、八代海であれ有明海であれ、これを再生するためには、やっぱり県内のこういった家庭雑排水を、いかに効率的に実績を積み上げていくかということが一つの大きな要点になるような気がしております。

したがって、ここにも書いてありますが、目標として取り組むのも書いてありますけれども、今回昔の浄化槽を取りかえるのに補助制度ができていたみたいなんですけれども、それでもなかなか使っている方々は別に迷惑せぬわけですよ。水洗化されても流せませし、あと炊事場とかふろの水も流しておるわけですし、使っている方は全く不便でないものですから、なかなかそれをかえようとしても事業が進まないというのが実態だそうです。

いかにして、こういったことも含めて、かえていくか。今からする人は、恐らく合併浄化槽ですから割といいでしょうし、もちろん公共下水では、農業集落排水事業も進んでおりますから、徐々には整備されていくと思えますけれども、過去の浄化槽をいかにして速やかに今の合併浄化槽にかえていただけるかというのが一つの大きな実績を上げるにおいて大事な点だと思えますけれども、その実績を上げるために、我々は知恵も出さなきゃなりませんけれども、行動を起こさなきゃならないだろうし、あるいは、もっと法的な整備があるならばあるでやっていかなきゃなりません。これらについては、どういった認識を持っておられますか。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

浄化槽法の規定によりまして、平成13年度からは単独浄化槽の設置が禁止されまして、それ以降は、基本的にはもう合併浄化槽とい

う形になっております。

それから、現在の普及状況でございますけれども、大体単独浄化槽が9万基、県内ですね、全体。それに対して、合併浄化槽が6万基ということで、委員のおっしゃるとおり、現段階ではまだ単独処理浄化槽の方が多うございます。

ただ、先ほど27ページの方で申し上げましたけれども、汚水処理人口普及率、この中には単独処理浄化槽はカウントされません。単独処理浄化槽につきましては、御存じのとおり生活排水がそのまま出てくるものですから、やっぱり水質汚濁の大きな原因というふうに考えておまして、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を基本的には働きかけているところでございます。

以上でございます。

○田代国広委員 新しい合併浄化槽の転換を今働きかけておられるわけですし、それをなかなか働きかけてはおるけれども、実際問題として速やかにスムーズにかえられてないわけでしょう。その一つの原因は、使っている方が全く迷惑しないものですからかえないわけですよ。もちろん、かえるためにはお金もかかりますし、そういった、今回かえるのに補助制度もできたわけでしょう。そういった補助あたりの率をもう少し上げてもらうとか、そういった方法も、ひとつ検討していきながら、速やかに交換がしやすいような環境というものをつくっていくのが我々の一つの仕事であるわけですから、そういった点についても、ぜひ知恵を出してください。お願いしておきます。

○西田下水環境課長 今先生の方からお話がありましたけれども、1つ、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する施策として、2年前からだったと思えますけれども、いわゆる単独処理浄化槽の撤去費も補助対象にな

って、基本的には合併処理浄化槽への転換がしやすくなったという状況はございます。今後またいろいろな努力をしてみたいです。

以上です。

○池田和貴委員 委員長、関連して。

済みません、今の件に関連してですが、確かに単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換のための補助制度ができております。これは、国、県、市町村が3分の1ずつで、約9万円ですよね。ところが、実際はこれ以上かかってしまうという現実もあるやに聞いております。ですから、本当にやろうと思ったときに、この額が適当なのかどうか、そういったものも、ぜひ検証していただきたいというふうに思っておりますので、その辺よろしくお願います。

それと、もう1点でございますが、基本的には、この浄化槽をきちんと設置の方が管理をしていくことが重要です。下水道とかそういったものは市町村が管理をしますが、合併浄化槽はその設置者、例えば市町村設置型だと市町村がやりますが、個人設置型だったら各個人に管理がゆだねられるわけですね。

実際に、年間の保守点検や1年に1回の法定の検査で、きちんと機能を発揮しているかどうかというのは個人がやっていかなければいけないわけですが、この1年に1回の法定検査の受診率ですよ。これが50%以下の現状であるということは、せっかく合併浄化槽の設置が進んでも、実際に機能を生かすことができないままになっている可能性を含んでいるわけでございます。

なおかつ、これは法律できちんと1年に1回の法定検査を受けることは義務づけられていまして、県が指導監督を行う、なおかつ従わないところには勧告を行って、最終的には過料を科すことまで、これは法律の中で規定をされているというふうに認識をしておりますが、ぜひその辺を――下水環境課の皆さん

方からすれば、そういったことをきちんと各責任の行政が行っていくことが水環境の浄化につながっていくというふうに思っておりますので、ぜひその辺の対応をよろしくお願います。今私が言ったことに間違い等とか御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○西田下水環境課長 まず、1点目の撤去費の件でございます。9万円を超えるケースがあるということでございますが、確かに私も、そういう事例もあるというふうに認識しております。ただ、国の補助基準の中で、撤去費については9万円を限度とするという規定がございますので、先生の御意見については、今後のまた検討課題ということにさせていただきますというふうに思っております。

それから、浄化槽の維持管理が重要だというのはおっしゃるとおりでございます。現在、法定検査の受診率は50%を割っております。40%台、40%ちょっとだったというふうに思っております。維持管理が一番重要でございますし、それをいかに高めていくかが重要ということで、今後保健所とも連携しながら、その指導監督を強化していきたいというふうに思っております。

以上です。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 小嶋課長の先ほどの報告の中で、海の汚染度という報告がありまして、現在の状況はほぼ横ばいで進んでいるというようなお話がありました。しかし、今数値を見てみますと、この数年来、先ほどお話がありました中では、環境基準達成率が少し落ちているわけですね。

今の質問、あるいは御意見とも共通するものですけれども、この流入河川の浄化をするために、相当の予算が、合併浄化槽、浄化槽

設置を含めて、膨大な予算がそこに投下をされて今日の状況になっているというふうに思うんですが、これまでの事業の効果といいですかね、そういうものと、今の有明海の水質にかかわる関係といいですか、こういうものの検証というのが、どの程度なされているのかということを検討されているとすればお聞きをしたいというふうに思います。

それが1つと、実は今回の報告事項の後ろの方で出てくるんですが、報道を見る限りでは、菊池川の水域にアオサですかね、これが集中的にあらわれているという状況でありますから、その意味では、今の質問とも関係するわけですが、流入河川の水質の状況等がどういふぐあいになっているのか。そのことと、有明海全体の水質の変化というものに対する動きといいですかね、この辺がどういふふう把握されているのかということ。

これは、小嶋さんのところだけではなくて、岩下さんのところも関係するかもしれませんが、関係する部署が多数あると思うんですが、そういう意味での各課の連携の中で時々分析されているのかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

○平野みどり委員長 どなたがお答えになりますか。

○森永環境立県推進室長 環境政策監の森永でございます。

まず、総論的な有八の再生における今の汚濁負荷のいろんな原因についての検証という問題について、私の方で御説明させていただきました。あと、各論の水質の話とか水産振興の話とかについては、また関係課の方から御説明することにさせていただきたいと思っております。

まず、有八再生全般につきましては、先ほど御紹介いたしました法に基づく県の計画に基づきまして、各部局で汚濁化の原因になり

ますいろんな対策、先ほどから出ております生活排水の問題もそうでございますし、農業からの排水の問題、あるいは河川自体の水質の浄化等、いろんなテーマがございまして、そういった原因別にトータルで分析したものとしては国も調査をやっておりますし、関係県を含めて定点観測的なものをしておるところでございますが、こういう動きを進めながら全般的な検証を引き続きやっていきたいと思っております。

具体的には、じゃあどれぐらい水質がよくなれば再生だと言えるのかとか、そこら辺の指標的なものもあわせて今後検討が要るかなと思っておるところでございますが、ここはちょっとまだ時間がかかる話でもございますので、引き続き、どういうデータでどういふふう再生していったるかとか、その把握の方についても、引き続き検討していきたいと思っておるところでございます。

○小嶋水環境課長 水環境課でございます。

鬼海委員の方から、先ほど私が19年度の水質調査結果を御報告申し上げましたので、それに関連してのお尋ねでございました。

それで、基本的には、海域の方の生データからしますと横ばいというふうな形の表現を使わせていただきましたけれども、御案内のとおり海域におきます環境基準の未達成水域というのも結構ありまして、率的に見ますとそう高くはございません。

それで、まずは、一般的な話ということでお断りした上ででございますけれども、データそのものが基準超過しているというところを見ました場合に、それそのものが、例えば基準超過そのものがアウトというような形ではありませんが、そこに幾つかちょっと要素がございまして、

まず、1つは、水域ごとに類型の指定というのがございまして、この類型が厳しい方から幾つか設定されております。ですから、そ

の類型の指定もあわせて見ていかないと、かなり厳しい水準を掲げますと、それについては基準が超過したという形になりますので、その点は1つございます。

それと、環境基準で見ますと、達成したかどうかというときに、悪い方から4分の1といますか、高い方から、頭から、そうですね、4分の1、75%のところで見るとというような仕組みになっておまして、そうしたものと、それからその時々々の再生をいたしましたときの環境とかもあるかと思しますので、そういったものは少しあるということ念頭に置きましても、やはり今回先生がおっしゃられましたように、現在の水質のデータから見ますと、それそのものは、やはり平均値でみると横ばい状況ながら環境基準を超過していることはもう事実なところがありますので、我々としても、それはしっかり原因分析をしながら、必要な対策についての検討を進めていかなくちゃならないということで、そういう問題認識を持っております。

それで、これは海域が広うございます。有明海にしましても、八代海にしましても、それぞれ伊勢湾、東京湾に匹敵するぐらいの広さがございますので、しかも6県境間ということで、先ほど申し上げましたように、よその県とも連携しなくちゃならないし、大きな調査につきましては、国のやはり協力もやっていただかなくちゃならない部分もございしますので、そういった連携をとりながら、県としてできるところの取り組みを進めていこうということで、この基準超過の状況にあることを踏まえまして、今年度、水質重点調査ということで、特に不知火海の湾奥部につきましては、八代海、最近は燐の濃度基準は達成しとったわけでございますけれども、19年度は、先ほど御説明しましたように、最近では初めて燐の濃度も超過したというようなこともございまして、この八代海、有明海の中で、河川からの汚濁負荷、これも先ほどお尋ねが

ございましたが、河川は、平成元年ごろ、53%ぐらいの達成率であったわけですが、それが最近では90%を超えるような高いレベルになってきております。かなり改善してきたと。そういう陸域からの汚濁負荷というのが改善されたにもかかわらず、やはり海域の中では余り目立った改善というものがなされていない。

その原因というものは、どういう原因があるのかということで、そういったことを解明しようということで21年度に水質重点調査というものをやりまして、そのあたりのところの海域からの負荷も含めて調査をやりたいということで今回予算を認めていただいておりますので、そういう独自の調査も県は県としてやっていながら、原因分析等効果的な対策の究明に引き続き取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っているところでございます。

○岩下水産研究センター所長 有明海、八代海の水質の変化等についてのお尋ねかと思いますが、実は昭和49年から、有明海が18点、八代海が20点で環境調査を行ってきております。

その結果につきましては、昨年のこの当委員会におきまして、水温の上昇あるいは透明度の上昇ということをお報告申したかと思いますが、そのほか、CODにつきましては、若干熊本県の海域では少し上昇傾向にあるのかなというデータが出ておりますが、しかしながら、有明海のほかの県におきましても同じように調査をやっておまして、そこを見ますと、CODについて必ずしも上昇傾向にあるという一定の傾向は今のところ出ておりません。

それと、先ほど先生がおっしゃいました、現在増殖しておりますアナアオサの件でございしますが、アナアオサがあそこになぜ大量に増殖したかということにつきまして、これまで、いろんな機会を通じまして——栄養塩が、

昨年の秋から冬にかけて、平年値に比べて特に窒素の濃度が若干高うございます。それも一つの増殖の原因ではないかということの推測はいたしております。

しかしながら、緑川河口域とかそういったところ、あそこはことし余り出ておりませんので、そこと比較いたしましても余り違った傾向というものが出ておりませんので、果たして今回の増殖というのが、栄養塩の増殖によって平年より高いということが一つの大きな原因かどうかというのは、もう少し調査をしていかないとわからないという状況にございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 特に、有明海も、八代海も、閉鎖性海域という特殊な海域ですから、例えば、台風の発生の頻度だとか大きさだとかという外部的な要因も含めて大きく影響しているのではないかというふうに思います。

ただ、この有八の特措法ができた背景も、流入する河川の浄化等も含めまして、強く対策を求めてきている、そして、そのことを政府も十分認識をしながらああいう対策を立てていただいて、そしてまた膨大な予算が注入された結果、この数年来の今日だというふうに思うんですね。

ですから、あるときには、そういう、これまでやってきた事業がどういうぐあいに役立ってきているのか、そして今日の状況、なおかつ原因を究明する上で、どこに対策が必要なのかということについても総合的に分析して、そして将来の見通しを、そういうふうなめり張りをつけていくということが、ある意味では大事じゃないのかなというふうに思ったものですから、改めてお尋ねをいたしました。

そして、今日私たちも、肌で流入河川の環境改善ができているということについても十分感じているわけでありまして、そのことが、

じゃあ全体の海域の、さっきお話がありましたように、やっぱり改善をするところもありますけれども、逆にマイナスになっているところも現実にあるわけでありまして、そういう意味でもう少し対策を立てていく必要があるんじゃないかなということを感じておりますので、この際申し上げたところです。

その中で、海水温の問題もありますけれども、その状況が、有明海の魚類の私たちが最終的に求める漁業の振興につながっているかどうかということについても、まだ十分な効果が出ていないこともありますから、引き続き検討いただきますように改めて要望しておきたいと思います。

○西岡勝成委員 きょうは、今回井手先生がこの委員会に所属されておられませんけれども、有明海、八代海、海砂の採取につきまして、私は、一貫してとることを減少させていくというような方向で、提言もその線に従って県の方も動いていただいておりますけれども、この前一般質問の中で、要するに覆砂事業というのは非常にアサリの回復には役立っておる、片やみお筋、航路筋からの砂の採取がだんだん終わりに近づいてきておるといって、もう有明海、八代海からとれる砂が限度を迎えつつあると。片一方じゃ、私も、去年からお願いがありましたけれども、覆砂事業がとまってしまったらアサリの生産量がばっと下がっていくような状況で、それをどうにかしてくれと。両方わかるんですね。

この前、有明漁協の方が、これは若手の方でして、砂というのは海流によってはたまるところがある、たまつたゆえに藻場が消えたりなんかして、その砂をとったら、また藻場が復活して魚がふえたこともあったし、今はマテガイが非常にたくさん立つとると、そういう状況もあるのでというような話を聞いたもので、そういうこともあるんですかね、現実。水産振興課長でもいいし、次長でもいい

ですよ。

○神戸水産振興課長 ただいまの西岡委員からのお尋ねでございますが、ちょっとそういう具体的な例については聞いたことがございません。一般に海藻というのは光が必要ですので、水深が浅いところに海藻は生えやすいというのが一般的なことでございますので、掘って水深が深くなった場合には生えにくいのかなというふうには考えられます。

○西岡勝成委員 要するに、海流によって砂がどうしてもたまってくる地域というのはあるんですか。

○神戸水産振興課長 そういうところはございます。

○西岡勝成委員 そういうところの漁協の若手の人が、砂をとったらそこに藻場ができて魚が多くなったとか——今のマテガイの話はどうですか。マテガイがえらい立っるとという話を聞いたもので、私は本当かなと思ったんですけれども。

○神戸水産振興課長 申しわけございませんが、具体的にはマテガイの繁殖状況については聞いておりません。

○西岡勝成委員 それは調査をしてほしいんですけれども、私は、実際その漁協からマテガイをいただきました。非常に高価な貝類だそうなんですけれども、とっていいところと、とっちゃいかぬところと、私ずっと反対してきたものですからね、そういうのがあるのかなという一つの議論と、やはり砂が、どうしても漁協事業として、また県営事業としてやっていく場合に、もともになる砂がなければ、最終的にはどこからか買うてくるか、高い砂を買ってくるかなんかしてやらないと、アサ

リというのは、やっぱり復元が非常に難しいんじゃないかと思うものですから、その辺は中長期的に——やっぱり有明海というのはだんだん泥土化してきておりますし、いつかと言いましたように、普賢岳で大量の何億トンという土砂が流入しているわけですから、そういうことから考えると、やっぱり沿岸部の泥土化というのが進んでアサリの生産の減少につながっていることも考えられますので、相対的にアサリの漁場を覆砂しながらやっていくためには、もうちょっと違う視点から考えぬと、反対ばかりしとったらいかぬなどというような感じがしたものですから。

私は、ダムによって、そういう山砂がシャットアウトされて海への供給が少なくなっているのも大きな原因でありますけれども、しかし、昔から、有明海というのは干拓の歴史があって、ずっと干拓をやっけながら漁場を守ってきた部分もあると思うんですけれども、そういう流れの中で、やはり砂を供給してやらぬと、アサリ漁場は非常に回復しにくいと思いますので、その辺は我々も提言はしておりますが、もうちょっと具体的に中長期的に対策を考えないかぬのじゃないかと思うんですけれども、その辺、次長どうですかね。

○堤農林水産部次長 堤でございます。

今、西岡先生が言われますとおり、アサリにとりましては、砂というのは非常に重要でございます。特に、プランクトン生活をいたしまして、それが大きく20日ぐらいで沈着しますけれども、その沈着するときに、アサリは砂に糸を巻きつけて自分を固定するという事で生存率が高くなるわけでございます。そういったことで、非常に砂というのは重要であるというふうに認識しておるわけでございますし、また実際効果が高いというのも出ておるわけでございます。

ただ、今までの提言でございますと、みお筋で掘った良質な砂を使うということになっ

ておりましたので、それをずっとやってきたわけですが、これは補助事業でやってきたわけですが、10年間、1回掘りますと掘れないということですが、そんなにみおもあるわけではないわけですが、ことしあたりは掘るみおがないと。したがって、覆砂ができないという状況でございます。

しかしながら、アサリというのは随分と減ってきているわけですが、何とか覆砂をしていただきたいというのが、今先生言われたように漁業者の願いでございます。

そういった意味では、このままですとちょっと提言がございまして我々としては動きができませんので、その辺の整合性をとることが必要なと思っておりますので、特別委員会あるいは議会で少しその辺の考慮をお願いしたいなというところでございます。

○鬼海洋一委員 私も、今回の本会議の質問と、そしてお答えいただいた中身について、少し心配する点がありました。この提言を改めて見せていただきますと、海砂採取に対する対応ということで、大きく6項目の中の1項目で海砂利採取については海域漁場環境の影響が心配されると、こういう提言があったればこそ、実は海砂の採取に対する削減計画をずっと立てて、そして今日に至っているわけですね。

ところが、今回の質問の中で、農林水産部としても、実は、この提言で制限されていることそのものに対する、ちょっと困ったなというような考えがあるのではないかとということで、そうでしょうということで、廣田部長を指さして、そういうふうに頭を下げたですねというような、こういう——しかし、そのことは言葉でないですから、議事運営の中ではさしたる話ではないかもしれませんが、しかし、農林水産部として、この問題に対して、どういうふうに真実考えているのか

どうかということについては、言って確認しておく必要があるのではないかとこのように思っていて、きょう聞いておこうというふうに思っていて来たわけですが、今の西岡委員の質問とも関連するわけですが、これからの課題について、どういうふうに考えているか、あの質問に対して、どういうふうに感じておられるのかということについて、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○堤農林水産部次長 先ほどの西岡委員の御質問とちょっと重なるわけですが、ほぼ同じような答えになるかと思いますが、我々としては、やはり水産振興という立場からアサリの振興を図るべきでございます。

特に、有明海におきましては、ノリに次いで大体20億円ぐらいアサリで生産金額を上げておるわけですが、非常に重要な産業でございまして、それから広く受益を受ける人がおられるわけですが、そういった意味では、ノリよりも非常に利益を受ける人が多くて、いい産業であるわけですが、

したがって、これはぜひアサリ産業、アサリ採貝業というのは、しっかりとやっていく必要がある、対応、施策を講じていくということが必要であるというふうに思っておるわけですが、何せ提言がございまして、みお筋の砂は良質な砂を使いなさいということでございましたので、みおを掘る砂がなくなった現在では、ちょっと手も足も出ないと、そういった状況でございますので、ぜひその辺を少し考慮していただくような議論をしていただければ、我々としてはありがたいわけでございます。

○鬼海洋一委員 ちょっと誤解を生むようなことも出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。確かに覆砂は必要だし、覆砂によってアサリの生育がよくなっていくとい

う、そういうものについては、堤次長、これは見識者ですから、そういう意味ではそうだというふうに思います。

しかし、この海砂採取そのものについても、これまでの採取の状況が、有明海に負荷を与えて全体の漁場としての悪影響を及ぼしていたという、そういう見解、その中から採取の制限を行ってきたわけですから、だからその辺について、じゃあどういうふうにお考えでしょうか。

○堤農林水産部次長 非常にちょっと難しいお答えになると思うんですけども、確かに砂をとるということで、そこのとられたところの砂はなくなるわけでございます。また、砂に依存して生きている生き物というのもたくさんあるわけでございます。クルマエビにしろガザミにしろ、そういったものがあるわけでございます。

特に、瀬戸内海で、平成6年から平成12年にかけて、1億円かけて調査しておりますけれども、砂をとったところのイカナゴはいなくなったというような状況が報告されておりますので、確かにアサリだけに目を向けておりますと、なかなかできない施策ではございますけれども、やはりそれは確かにございますが、先ほど申しましたように、受益者という数からしますと、非常にやっぱりアサリというのは広く受益を与える産業でもあるわけでございますので、その辺で比較すると、もう少しアサリの方にまいていただきたいというようなことでございます。

○鬼海洋一委員 非常に重大な、まさに重大な変更なんですよ、今の発言というのは。

これまで、私たちは、この提言に基づきまして——提言も、ただ単に思いつきで出されたわけではありませぬので、ある意味での科学的根拠、そういうものを背景としながら、この提言がその当時出されたわけですよ。

そして、その提言に沿って、さまざまな具体策を講じてくる。具体策を講じてきたその一つとして、昨年出された海砂採取の削減計画、こういうを出して、今丸々ようやく1年たっただけの話なんですよ。

今のニュアンスでは、まさにそういう大きな流れに対して、もうそこで執行部の方から変更を求めるみたいな話になっていっとるわけですが、駒崎部長、いかがですか。これは、全体としての流れという中での今の発言というのは、明らかに私は矛盾する話だというふうに——気持ちわかりますけれどもね、その辺は、執行部の中で統一された課題、そういうぐあいに方向転換を求めようという動きなんですか。少なくとも前回、私が委員長をしている間の昨年の段階では、今みたいな話ではなかったんですけども、変わったんですかね。

○駒崎環境生活部長 今、産業面と、それから環境面という、従来から難しいと言われていた事柄について議論が深まっているところかと思えます。

水産業の観点からは西岡委員の方からお話がありましたし、環境面の方からは鬼海委員からお話があったところだと理解しておりますが、幾つか要素がありますのは、有明海の中で砂をとっているのは、今熊本県だけあります。削減計画がございまして、ほかの県は有明海の中では砂の採取はしていないという事情がございまして。

一方で、水産業の振興の上で、特にアサリについては覆砂事業というのが効果があるというのは、最近の傾向でかなり顕著ではないかというような事実もございまして。その兼ね合いをどうしていくかと。

有明海の中で、また砂の採取を復元するなり、あるいは増加させるということになりますと、掘った後の場所がどうか、あるいは掘る際に泥の部分が広がりますので、純粹に砂

だけという場所はなかなかありませんので、砂をとるときに多少泥の部分が周りに拡散してしまうという、濁りになるというようなところもございます。

一つの解決かどうかわかりませんが、方法としては、県外砂を購入して、公共事業でとった例がございますけれども、県外砂を購入するという手法もあり得るところかと思いません。

ただ、それが唯一の解決策かどうかは微妙なところがございますので、覆砂と海砂利採取に係る事柄につきましては、どういうふうな方策が最も望ましいのか、あるいは現在進めている計画がまだ始まってわずかしかたっておりませんので、すぐに方針転換ということになるのかにつきましては、執行部内でももう一度議論をいたしたいと思いません。

その際に、県議会の御判断としてどういうふうな御判断を示されるのかも、執行部としては十分参考にさせていただきたいと思いませんので、議会の中におかれましても、どういうふうな対応が望ましいのかということ、提言自体議会からいただいたところでございますので、執行部の方でこれを勝手に解釈して変更したりというふうなことまではなかなかできにくい面もございますので、そうした御議論をいただきながら対応してまいりたいと思っております。

○西岡勝成委員 有八の委員会からずっと継続して考えてみると、あの中でやっぱり違法な砂の採取があって、倍ぐらいの量をとって関西国際空港まで持っていかれたような話もあったので、その辺で非常にブレーキに——一つの検査とか、いろいろ量の確定あたりについては、それだけのものをつくるんだと思うんですね。

ただ、だから私は、とれという意味じゃないんですよ。このことを考えてやらないと、片一方じゃアサリ資源がばんばん減っていく。

それはほかの要因で減っていきよる。それなら先ほど言われたように、外から買う砂に補助金を出すとか、またちょっとぐらいとつてもいいなというところが仮にあるとすれば、それはとつてやるとかというようにことも含めてもう一回検討しないと、もうとつちやいかぬと決めたよ、後はもうどこからも持ってこられぬたいというんじやいかぬので、その辺を含めて、やはり議論する必要があるんじゃないかということでございます。

○浦田祐三子委員 関連して、私もちょっと覆砂の件でお尋ねしたいんですけども、私も海岸線出身の県議ですので、地元の方とお話することも多いんですけども、非常にやっぱり覆砂は大切なことであるというふうに理解をいたしております。

先ほどから堤次長からもお話があったように、これまでは、提言に従って作濡を行って、良質な砂で覆砂を行ってきたということで、そのままなんですけれども、ことしも本当に御存じのようにアサリの量も減っているということで、大変地元の漁民の皆さんが危惧をなさっておりますので、私の方からも、堤次長からも部長からもお話をいただきましたので、今後担当課としては、どのように考えていらっしゃるかを重ねて伺いさせていただきたいと思いません。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

有明海でのアサリの生産量は減少しております。アサリ資源を回復するためには、今話がありましたように、県営覆砂事業を拡充する必要はあるというふうに思っております。

今までは、16年以降作濡でやってきていたけれども、もう作濡する箇所が有明海では少なくなってきているということで、購入砂に頼らざるを得ない状況にあります。

しかし、先ほどありましたけれども、県議

会の提言、重い提言がありますので、覆砂に対する購入砂が使えないという状況にあります。購入砂を使うためには、県議会の提言との整合を図る必要があるということから、県議会の御意見、御議論を踏まえて進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○浦田祐三子委員 それでは、県議会の提言の見直しを行わなければ購入砂での覆砂はできないということではよろしいのでしょうか。

○尾山漁港漁場整備課長 そう考えておりますけれども。

○森永環境立県推進室長 環境政策監の森永でございます。

今、浦田委員から、提言の見直しというお話がございましたけれども、基本的には、これまでの前の有八の特別委員会等で御議論いただいた中で、いろんな検証とか、当時の情報を踏まえて、今の方向性といえますか、採取縮小という方向とか、あるいは作滞による覆砂という方向を打ち出されておりますので、これ自体は議会の方で御議論いただいている事柄でもございますので、まずは先ほど部長からも申し上げましたように、議会の中で十分御議論いただければと思っております。

その上で、その提言の方向性を受けて、県として、先ほど御紹介あった削減計画を立てております。この削減計画におきましては、基本的には海域への影響と水産資源との兼ね合いで総量を規制するというやり方を前提に、覆砂については、産業効果が大きいので、特例扱いで一定量を確保するという考えをとっておりますので、その提言の仮に見直しなり出た段階で、改めて県の削減計画上どう取り扱わせていただくのか、総量規制という前提を踏まえた上で、どんな対応が可能なのかについては、改めて執行部においても検討会議

という庁内の組織をつくっておりますので、その組織の中で御議論させていただいて、方向性について検討させていただきたいと思っております。ところでございますし、県議会の御意見も十分踏まえた上で対応していきたいと考えております。

○吉永和世委員 何か頭がごっちゃになってきたんですが、みお筋の良質な砂も、これから掘る場所がないということですよ。それと、購入砂でも、購入してもだめだということですかね。そしたら、アサリの覆砂はできないということですか。という現状にあるということですかね。ちょっと答弁いいですか。

○尾山漁港漁場整備課長 提言の中で、そういうふうに当課としては位置づけております。できないという状況。

○吉永和世委員 もしそういう状況にあるとするならば、アサリ業者にとってみれば死活問題ですよ。アサリを栽培することができないという状況があり得るということなので、そういう状況がある中において、県議会の提言が一つの障害となっているということであれば、今見直しという言葉が出てきましたけれども、やはりそういう方向性で、ある意味検討する必要があるのではなからうかなというふうに思うんですが、その提言を出したのは、この委員会、平成16年の2月定例県議会という形で提言されているということなので、できればさらに議論をするべきじゃないかなというふうに思いますので、委員長の方にちょっとそういう提案をさせていただければと思いますが……。

○山口ゆたか委員 私も、今の吉永先生と同じ意見で、やはり平成16年の特別委員会の御意見というのも一つ尊重しなければいけないことであろうということではございませんけれども

も、社会的な状況も変わりつつあって、じゃあ今後どのように望むのかということも真摯に考えなければいけない状況だというふうに思っておりますので、その中で、私1点ちょっと見させていただいて、1つ、項目でいうと、干潟の海底等の保全や改善、抜本的な干潟等の再生方策という項目がございますけれども、環境政策課において、じゃあ検討会議であるとか、さまざまな場で考えますと、議員の皆様も考えてくださいということでありましてけれども、予算の内容を見ると、啓発活動にお金をつぎ込むだけであるとか、そうですね、今現状とすれば一番象徴的なのが、そういった干潟の再生等を考えると予算が多かかって、また難しいところもいっぱいあるみたいな表現でまとめてあるんですけれども、何かこの予算書を見ると、予算もついてないですし、何も考える気はないというところも見え隠れするんですけれども、いかがなものでしょうか。

○園田環境政策課長 今回の御質問でございますけれども、環境政策課で実施している事業につきまして資料には書いておるわけですが、井手議員の一般質問でも話はあったかと思っておりますけれども、抜本的対策という話になりますと、県単独ではなかなか難しいということで、これまでも、県議会の先生方と連携しながら、国に対していろいろ要望を行ってきておりますし、国で行った環境調査、あるいは県でも、例えば熊大の滝川先生にお願いして、干潟等再生委員会ですか、調査等を行ってきておりますけれども、なかなか全体の原因究明——まず原因究明が必要だというような話なんですけれども、原因がわからないということで、抜本的対策が県単独ではなかなか難しいということもありまして、関係6県とも連携しながら、国に対して要望してきているということでございます。

○山口ゆたか委員 多額の出資が必要だと、県単独では難しいというところですが、今抱えている問題や課題を解決しなければいけないときに予算をつけない、こういった皆さんの議論があつとるわけですよ。水産振興も必要だと、環境の保全も必要だというときに、予算をつけないというのはどういう考えなんですか。自分のところで——こういう課題が上がってきているということを調査しなければいけないというのは、それは行政の役目だと思うんですけれども、我々が政調費でやれということですか。

○森永環境立県推進室長 今のお尋ねでございますが、基本的には、抜本的な干潟の再生方策という事柄については、先ほど御紹介がございましたけれども、過去に再生方策、現状を踏まえて、いろんなハード面中心の対策を整理いたしまして、これについて各関係課で実施をやっていただいているところでございます。

ここに掲げてある予算は、ソフト的な当課が所管する事業が上がっておりますので、テーマとかが上がっている予算とびたっと合っていないのがあるかもしれませんけれども、基本的には、関係課と連携して、庁内組織で調整しながら進めているというところでございます。

それと、国、県連携してやるべき話でもございますので、そこは連携の場も6県の協議会等を設けて進めておりますので、ちょっと不十分だと思いますが、今現状ではそういう扱いをしているところでございます。

○平野みどり委員長 はい、わかりました。
長時間の議論になっておりますが、今回提言の見直しもというようなお話もございました。今議会だけで済む問題ではないかなというふうに思われますので、来年度の予算に向けて、この夏は大きな山場だとも思います。

閉会中ということになるかもしれませんがけれども、この問題については集中審議をやらせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森浩二委員 委員長、ちょっといいですか。

その件に関して、地元の漁協からいろいろ相談が来ているんですよ。ただ、これは早急にやってもらいたいというのと、それと、もう1つ、採取という言葉ですが、量が決まっていますよね。採取する量がですね、年間。ただ、有明海の砂をとって、また有明海に入れたら、それは量に入るんですか。だから、要するに畑で耕すのと一緒でしょう。

○森永環境立県推進室長 今のお尋ねは、覆砂事業で海砂利を採取して、それを別の同じ海域といいますか、有明の中でまくことじゃないかというお尋ねだと思いますけれども、先ほど来出ておりますように、基本的には砂をまいたところはアサリの生産につながるというプラスの効果が当然出るわけがございますけれども、掘ったところの影響がございますので、これは過去いろんな調査を関係課でもやっていただいておりますし、明確な因果関係までは確定するまでに至っていないんですが、一定の地形とか生物への影響があるということで、いわば予防的に削減計画をつくっておりますので、掘るところの影響と、まいたところへのプラス、そのプラス、マイナスの兼ね合いの中で、今削減計画という形で、縮小という方向で打ち出しているところでございます。

○森浩二委員 だから、その量は、どっちに入れるんですか。入れるんですか。

○森永環境立県推進室長 ですから、量としましては、掘った分はあくまで掘った分ということで、今の総量規制の中の数字に位置づ

けております。

○森浩二委員 採取の量じゃないでしょう。結局同じところに行く、有明海の中に入れるわけですよ。

○駒崎環境生活部長 今の森委員のお話は本質的なところかと思えます。もともとは、海の砂をとり出して陸上の事業などに使うのは、海が荒れて陸だけが潤うというのはどうかというような議論が確かにあったんだと思います。畑の中で土を移しかえるだけだということも、感覚としては十分御理解というか、わかる方も多いかと思っておりますけれども、環境という面でとらえたときは、ある場所を掘ったときに海底が非常に深くなってしまふ。先ほど水産の方からも話がありましたけれども、水深が深くなると、やっぱり水生生物、特に藻の発生状況は悪くなるというようなこともございます。

それと、先ほども私が言いましたように、砂だけの場所というのは、なかなか少ないところもございまして、砂と泥がまざっている中で、取り上げていく中で泥の分がまた拡散してしまう、濁りの発生になってしまうというのがございまして、環境の面から見たときに、今回の砂の採取といったものは、有明海の中の砂を、いわばいじる分をどれだけにするかということで決めておりますので、海の中の移動も採取量というふうな扱いにしておるということでございます。有明海の砂が減るかどうかという議論とは別でございます。

○森浩二委員 地元では、洲ができたところをとってくれと言われていたんですよ。洲ができています。そういうところをとってくれと言われるところがあるんですよ。

○高口産業支援課長 産業支援課でござい

砂利採取法という法律がございまして、この法律に従いますと、たとえ同じ海の中であっても、場所を移す、これも認可上は採取行為に当たるといことになりますので、法律的には、たとえ場所を移すだけでも採取といことになります。

○平野みどり委員長 それでは、長時間にわたりましたので、5分間休憩をさせていただいて、その後、地球温暖化に入りたいと思います。お疲れさまです。よろしくお願ひします。

午後0時26分休憩

午後0時32分開議

○平野みどり委員長 城下県議がちょっと所用で出られますが、おそろいのようなので、再開させていただきます。

有明海、八代海再生に関しましては、先ほど私が申し述べましたように、また集中審議を別途する、そういった場をつくりたいというふうに思います。日程については、また後日御相談をさせていただきます。

それでは、地球温暖化対策に関する件についての質疑を入ります。質疑はございませんか。

○鬼海洋一委員 今回、高速道路の料金が安くなりましたよね。それで、相当高速道路の利用が拡大したということですが、かつて私たちは、高速道路の料金を半額にしてどうなるかという社会実験をやりましたよね。そのときの実績では、通常の道路を高速道路に乗りかえたことによって、時間の短縮だとか、あるいは温室効果ガスの排出量が減ったとかという、そういうデータが出たわけですが、今回は逆にかなり温室効果ガスの発生が多くなったんじゃないかという、こういう報道が出ているわけですが、そのことに対する認識はどうかというのが、ま

ず第1点。

それから、パーク・アンド・ライド、これが1カ所ふえました。これはずっと申し上げてきたわけですが、そこでやったことが結果としてどう結びつくかということについては、つまり、交通対策総室からお見えですが、バス路線の大幅な——現実的に乗りかえる人たちのメリットをどう担保するかという路線の改善なくしては、そこでパーク・アンド・ライドをやったからどうということではないのではないかと、これをずっと申し上げてきたわけですが、そういう意味で、今回交通体系の問題がさまざま議論されているわけですが、都市交通のあり方の中で、どういうぐあいに反映をしていくかという。非常にフォローな風が吹いている時期じゃないかと思うんですが、そういうことに対する対応はどうかということですね。とりあえずこの2点を、まず御質問したいと思います。

○森永環境立県推進室長 1点目の高速道路の利用拡大についての温暖化対策という観点からの認識はどうかという御質問でございます。

これは、経済対策として、ことしから2年間ですか、打ち出された政策でございますけれども、大きなテーマとしては環境と経済の両立という話が背景にあるんだと思いますけれども、熊本県においては、例えば80ページの資料にもございますけれども、運輸部門、資料の80ページをごらんいただきたいと思いますが、本県の温室効果ガスの総排出量の中のシェアを円グラフであらわしておりますが、運輸部門で24.5%ということで、これは交通運輸関係でございますが、シェアとしては全国に比べて若干高うございます。

というのが、公共交通網の整備状況を踏まえまして、やはりマイカー利用が多くて、それは自動車の台数の増加等もございまして運

輸部門のシェアが高いというのもございます。それも前提になりますので、全国一律の政策ではございますが、相対的には、温暖化対策的には削減の方向性からはなかなか短期的ではあるのかもしれませんが、ちょっと問題がある政策ではないかなというふうに考えておるところでございます。

○田代交通対策総室副総室長 交通対策総室でございます。

先ほど、高速道路の半額あるいは最近の1,000円の問題とかいろいろあって、なかなか公共交通関係は苦戦をしております、数字でいいますと、例えば熊本都市圏のバスの利用者ですけれども、昭和60年からの20年間で半減したということで、まだそういう状況がずっと続いております。

そういう中で、先ほどちょっと申し上げましたけれども、熊本市の方では、関係する市議会の議員も含めまして、バス事業者などを全部集めまして、協議会をつくって、昨年度連携して取り組む計画というのを作りまして、そして、ことしから、先ほど紹介しましたいろんな実証実験に取り組むということにしております。

先ほど紹介しました横軸の病院を結ぶ運行ルートの実証に加えまして、また、この3年間、ことしから3年間で、ほかにもさまざまな実証実験としまして、例えば全部が交通センターに行くんじゃないで、どこかの乗りかえ拠点から横に行くような支線、フィーダーというんですか、フィーダーバスの実証実験も、この3年間の間でまたやっという話をしたり、あるいは中心部以外のところでコミュニティーバスで対応したり、そういったようなバスを活用するような施策を、いろいろ、特にことしからやっというふうなことをしております。

一方で、また熊本電鉄の方も、例えば先日新聞等で報道されておりましたけれども、深

夜の終電を8時25分から10時25分までおそくすることで、お客さんが5%あるいは7%近くふえたといったような取り組みをされております。

それから、市電の方も、19年の途中からだったと思いますが、150円均一運賃、そういうこともありまして、今特に定期券の利用者が多くなって、かなり利用客も戻りつつあるというようなことも見えております。

いろいろ、市町村、それから事業者等一緒になって、いろいろ知恵を今絞って、具体的な、まずは実験かもしれませんが、取り組んでいこうというふうにしております。いろいろ、CO₂と申しますか、そちらの方から見しても、交通部門はずっと上昇しておりましたけれども、一時期、平成15年前後に排出量がちょっと落ちていたときもありましたけれども、また伸びつつあるという傾向じゃないかなと思っております。かなり景気の動向とか、いろいろなものに左右される分野かなとは思っておりますけれども、交通対策総室の方としては、地域公共交通、都市圏に限らず、いろんな利便性向上のための対策をやっていきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 先ほど、駅の駐車場等に対する支援の話もありました。どうしたら乗りかえをできるのかという。さまざまな障害があると思うんですね。ですから、そういうものをつぶさに分析していただきながら対応していただくことが大事ではないか。

特に、その意味では、このパーク・アンド・ライドという、この成否のかぎというのは、交通対策総室が握っているんじゃないかというふうに私は思っているんですね。

例えば、イオンで乗りかえて一回センターに来て、センターからまた——それは乗りかえませんよ。県庁に、またセンターから——県庁職員は、それは何か特別な思いがなけり

ややっぱりなかなか乗らないと思いますね。
やっぱり今話があったように、ダイレクトでこの付近まで来るという路線を、それぞれの利用客の動向を把握されながら、ダイヤをどうつくっていくかという、そこまでのリーダーシップを発揮し得るかどうかにかかっているのではないかというふうに思っていますね。

ですから、そういう動向調査あたりもしながら、やっぱり利便性があるような対応をぜひ都市交通政策の中に組み入れていただく、そのためのリーダーシップを発揮していただくということをぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○平野みどり委員長 ほかにございませんか。

それでは、質疑がないようですので、報告事項に移らせていただきたいと思います。執行部から説明をお願いいたします。

まず、玉名市沖のアオサの大量発生について。

神戸水産振興課長。

○神戸水産振興課長 報告事項の3枚つづりのやつの1枚目をおあげいただきたいと思います。

玉名市沖のアオサの大量発生についての御報告でございます。

まず、発生状況でございますが、菊池川河口域で昨年9月ごろから発生が認められ、2月には一たん減少したものの、3月に入り再び急増いたしました。4月下旬に調査を行った結果、繁茂面積281ヘクタール、繁茂量4,467トンと推計されました。特に、大浜地区の繁茂量が多く、全体の約6割を占めておりました。

今回のアオサの大量発生は、関東以南の各地で問題になっており、今回の発生原因につきましては、昨年は台風の襲来がなく、干潟域が攪拌されず、アオサが付着しやすいホト

トギスガイが増加したこと、昨年の秋から冬にかけて海水中の栄養塩が高めであったこと、2月中の水温が、これも高めであったこと等、アオサが繁殖しやすい条件が重なったことが大量発生の原因と推察されております。

4月下旬の調査におきましては、アサリへの直接の影響は確認できておりませんが、夏に向けて、大量発生したアオサが枯れて腐敗し、アサリに影響を及ぼす可能性があるため、アオサを回収、処理する必要があります。

次に、県としての支援策でございますが、玉名市とともに国庫補助事業の活用ができないか検討いたしました。緊急的な対応が必要であることから、漁協が実施します回収処理を県単事業により玉名市とともに財政支援を行うことといたしております。期間は、7月末までを予定しており、県の支援は、回収機器の借り上げ料の3分の1を支援するものでございます。

そのほか、漁業者への経営支援策として、農林漁業セーフティネット資金等を準備しております。

今後の対応につきましては、アオサの分布や底質の状況について追跡調査を行うほか、大量発生原因の究明や予防策について国とともに連携し検討を行うほか、今後大量発生した場合に、早期に対策がとれるよう国等関係機関と協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○平野みどり委員長 次に、熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況について。

園田環境政策課長。

○園田環境政策課長 環境政策課でございます。

報告資料の2ページをお願いいたします。

熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例の検討状況について報告させていただきます。

1、条例制定の必要性の1つ目でございますが、先ほど御説明しましたとおり、今後森林吸収で8.1%、排出削減でも8.1%を要する状況となっており、短期的な削減目標達成のための取り組みの充実が必要となっております。

2つ目の必要性でございますけれども、ことしの12月には、森林吸収分野、海外からの削減獲得等を含めた削減量が決定される予定でございます。これを受けました県としての中期目標や施策の検討が必要となっております。

それから、3つ目でございますけれども、温室効果ガスの排出削減の実効性をより一層上げるため、家庭、運輸、事業活動部門等にわたるすべての主体による自主的かつ積極的な削減の取り組みをさらに促進することが必要と考えております。

次に、2番目の条例の検討手順及びスケジュールについてでございますが、条例の制定に当たりましては、環境と経済、生活の両立を図っていくという観点から、今後、事業者や県民の方々と共通認識を築きながら検討を進めてまいります。

右側の図をごらんいただきたいと思っております。

まず、庁外組織でございますけれども、条例検討委員会で検討しております。その検討結果を受けた環境審議会からの条例骨子案の答申、あるいは専門家、有識者等からの意見などを踏まえ、県におきまして、7月から8月ごろにかけて、条例素案の取りまとめを行う予定としております。

その後、9月定例県議会への条例素案の御説明と県政パブリックコメントを実施し、12月の定例県議会への条例提案を想定しております。県議会で議決いただければ、翌年1月から3月にかけて条例周知のための事業者向けの説明会を開催し、4月1日の条例の施行を目指したいと考えております。

3ページをお願いいたします。

次に、条例で想定される主な対策等について御説明いたします。

地球温暖化対策につきましては、総合的な推進が必要と考えており、関係分野における対策について幅広く検討を行っているところでございます。

まず、(1)県による地球温暖化対策としましては、地球温暖化対策推進計画の策定と実施状況の公表を行うことなどを考えております。

次に、(2)事業活動に係る対策としましては、環境マネジメントシステムの導入促進や環境に優しい冷暖房温度の設定のほか、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制対策として、排出量が一定規模以上ある事業者を対象とした計画策定や実績報告に関する制度の導入などを考えております。

(3)日常生活に係る対策としましては、県民に環境に優しい冷暖房温度の設定、省エネ型の電気機器などの購入や使用、(4)交通及び自動車に係る対策としましては、運輸部門対策としまして、県民に公共交通機関等への利用転換やエコドライブの推進、低燃費車の導入促進、それから(5)建築物に係る対策としましては、建築物に係る省エネルギー化や省資源化など、温室効果ガスの排出抑制対策を推進したいと考えております。

(6)のその他としましては、建築物や敷地の緑化の推進、環境保全型農林水産業の推進、太陽光等再生可能エネルギーの優先的な利用、廃棄物の発生抑制、地球温暖化防止に関する学習機会の確保などについて検討しているところでございます。

今後、条例化に向けまして、条例検討委員会の議論や県議会を初め経済界、有識者の御意見なども踏まえた上で、具体的な内容について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○平野みどり委員長 ただいまの報告について

て質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○平野みどり委員長 報告につきまして、なければその他に移ります。その他として何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○平野みどり委員長 では、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審議についてお諮りいたします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ること異議はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平野みどり委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして第12回環境対策特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後0時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長